

らいまして、種々のきめこまかな人的控除を取り入れているわけでございます。

この観点から見るときに、扶養親族のうち老年者については、その生活を保障するのに、より大きな金額が必要であるということが一般論として考えられますので、そういう意味で、老人扶養控除はおそらく理論的に正しい適切な考え方ではないかというふうに私には思われます。通常家族の扶養親族の場合ですと十四万円、老人の扶養親族の場合には十六万円を控除するということになりますので、そういうふうな差異を設けるということ、これ自体は私は理論的に正当なのではないかというふうに考えております。

それから次に、寡婦控除は、従来は扶養親族のある場合に限って認められてきたわけでありましたが、改正案では、扶養親族がなくとも、所得が百五十万円以下ならば寡婦控除を認めるということになっておりますけれども、これも寡婦の場合には、かりに扶養親族がないとしたとしても、社会的、経済的な生活の面で、種々の困難を伴つていくということは確かにありますので、その所得は一般的に担税力が低いと見られるわけであります。そこで特別の控除を認めることは適切であらうと考えられます。

所得税の關係は、以上の程度にいたしまして、次に法人税法の問題でございます。そして法人税法の改正点は、同族会社の留保所得の特別課税の除外額を二百万円から三百五十万円に引き上げるといふ点でございます。この同族会社の留保所得の特別課税の制度は、もともと法人成りした企業と、それから個人企業との間の税負担の公平をはかることを目的としているわけでございます。

つまり同族会社においては、少数株主の支配が可能でありますから、その結果として、個人企業の場合との比較における法人所得のいわゆる相対的輕課と呼ばれる現象が可能なわけでありますが、そういう法人所得の相対的輕課を目的として内部留保が行なわれるということが多いわけであります。そこで個人企業と法人企業との間の公平を保つ。

つために、この特別課税の制度があるわけでございます。ですから、この制度自体の合理性は十分に認められるわけですが、他方では同族会社は多くの場合中小法人であります。その結果として、第一には大法人との競争関係において不利な立場に立っているという事情であります。

それから第二番目には、中小法人が、あるいは同族会社が所得を配当に回さないで内部留保するという場合には、もちろんその高い個人所得税率の適用を免れ、税負担の軽減をはかるという目的があることも多いことは確かであります。他方では、留保された金額は事業の拡大発展の資金として使われるということも確かであります。した

がつて留保された所得のうち、税負担の軽減目的なのか、それとも事業の拡大発展という、それ自体正当な目的のために留保されたのかということとが問題になるわけでありまして、そこでその留保所得のうち、一定金額は控除して、それを超過する部分についてのみ留保所得の特別課税を行なうということになっているわけでございます。そこでどの程度の控除を行なうかということが問題になるわけですが、これは合理的な金額の控除を認める必要があるというのが一般論でございますが、まあ中小法人の基盤の強化、あるいは

競争力の強化、そういうような点から見ると、まあ二百万円の数額に加えて、最近のいろいろな経済の状況の変化などを考えますと、何らかの増額をはかるということはおそらく必要ではないかというふうに思われます。そういう意味で、この制度についても私はこういう増額をはかるとは必要なのではないかというふうに考えております。で、問題は、個人企業との間のバランスがどう

うなるか、あるいはさらに所得税の分野での事業所得と、それから勤労所得との間のバランスがどうなるかというような問題があるわけでありまして、税制におきましては、絶えずそういう考慮も必要であるというふうに思われます。

それから次は、相続税法でございます。相続税法の一番大きな改正点は、夫婦間の財産相続によ

る財産移転の場合に、三千万円までならば相続税がかからないという点と、それからもう一つは、心身障害者控除の新設等でございます。

まず第一の夫婦間の財産移転につきましては、おそらく考え方としては三つの類型があるように思われます。まず第一には、完全な非課税、夫婦間の相続による財産移転については課税をしないという考え方であります。それから第二番目は、二分の一だけ課税して二分の一は非課税にするという考え方であります。それから第三番目は、一定額の非課税であります。上限を設けまして、その範囲内で課税しないという制度でございます。で、この改正案は、一応、第三番目の考え方の類

型に従っているというふうに理解できるのではないかと思います。この点、夫婦間の相続による財産移動に際しての相続税の取り扱いをどうするかという問題は、基本的には、巨大な富の集中排除という相続税のそもそもの目的と、それから亡くなった人の生活保障という要請、この二つの考慮をどの程度のように調和するかということでございます。そして私自身は、この三つの考え方の類型の中では、おそらくは第三番目が適切なのではないかと、ふうに考えております。

他の二つの類型、たとえば二分の一だけ課税し

で二分の一は非課税とするという制度、これはアメリカの現行制度でございます。そしてこのアメリカの現行制度は、アメリカにおける特殊な状況を背景として成立したわけでありまして、要するにアメリカでは、フランス、スペイン系、ラテン系の州では、夫婦共有財産制をとっておりますが、アングロサクソン系の州では別産制をとっているものですから、そこで共有財産制の州の住民

と、非共有財産制、つまり別産制の州の住民との間の不公平を除去するという特殊の沿革をもつて成立したものであります。わが国のように、単一国家で、財産制度が單一の場合には、直ちにその制度は移植できないように思われます。

まず第一に、この考え方のもとでは、相続財産が大きくなればなるほど、非課税の金額も大きく

なっていくことになるわけでありまして、おそらくは普通考えられている公平の観点からすると問題があるように思われます。

それから第二番目には、この制度が論拠として
いる夫の財産の形成に對する 妻の貢獻を評価す
る。これもこの制度の論拠としてしばしばいわれ
ることではありますが、その財産の多少にかかわら
ず、つまりその妻が百万円の財産を夫から相続し
たか、それとも十億円の財産を相続したかという
財産の多少にかかわらず、即座に二分の一が妻の
貢獻によるものとして非課税という考え方にすぐ
結びつけるのは、おそらく問題が残るのではない
かというふうに思われます。その意味では、もし

二分の一非課税の制度をとりますと、相続税のそもそものねらいである巨大な富の集中排除あるいは再分配という目的にとっては、相当のマイナスに作用するというふうに考えられます。

それから次に、全額控除の考え方です。つまり完全な非課税の考え方ですが、これは一九六〇年代の中ごろからアメリカで強くなった考え方です。一九六九年の財務省案の提案の中にもそれが盛り込まれておりますし、それからカナダのカーター・リポートの中にもそういう考え方があらわれているわけでございます。

す。しかし、この考え方は、確かに相続財産の少ない場合には——全額非課税でありますから、相続財産が少ない場合には二分の一非課税に比較しますと、有利に働くことはたしかでございます。しかし、それと同時に、非常に多額の財産を夫から相続した未亡人をも同時に利することになつてゐるわけでありまして、そういう意味では、やはり公平の観点から問題があるように思わ

れますし、それから巨大な富の集中排除という相続税のねらいからも問題が残っているように思われます。そういう意味では、私は一応上限を限つて非課税を認めるという制度が、巨大な富の集中排除という相続税のねらいと、それから妻の生活を保障するというねらいとを調和するものとして適切なのではないかと思われます。ただ、最近に

おける物価の上昇でありますとか、その他の事情からいいますと、その非課税の限度というのは、かなり多目に設定する必要があるのではないかと、いふように考えられます。まあ、さしあたり三千万円、本年度の改正案で、三千万円ということになっておりますが、この程度ならばおそろしく夫に死なれた後に、未亡人が子供を養ひながら、ささやかな生活を、ささやかと申しますか、相当程度の生活を維持し、子供を一人前にするということは、いまの経済状態のもとでも可能なのではないかと、いふように考えられます。もちろんこの三千万円という金額は、ときどきの物価の水準でありますとか、その他の経済状況に照らして、絶えずそれを合理的な線に近づけるという考慮が必要であるというふうに考えられます。

それからもう一つの改正点である心身障害者のための特別控除でございますが、これも社会政策的な考慮に基づくものとして、おそろしく適当なものではないかというふうに考えられます。

時間がまいりましたけれども、以上ごく簡単に、今度の改正点に限って、意見を申し上げさせていただきます。以上でございます。

○理事(柴田栄君) ありがとうございます。

次に恒松参事人にお願いたします。

○参事人(恒松治君) 学術院大学の恒松でございます。

いま金子先生のほうから今度の三つの税制、税法の改正についてだけ限ってお話がございます。私はむしろ今度の税制改正の背景にある問題として、若干意見を述べてみたいと思ひます。

いま金子先生からお話がありましたように、今度の三つの改正は、いずれも社会政策的な意味を持つておるものでございまして、その点では、私は税制改正の方向として容認なものだと思ひます。まず、結論として賛成いたしたいと思ひます。

最近の国家における租税というのは、性格とい

たしまして、ただ単に財源を調達するというだけでではなくて、課税という手段によって、所得の分配を変えようとか、あるいは資源の分配を変えようとか、経済的な効果を得ようとか、課税のほうに、税として非常に重要性を持つてきておるようになり、税には思われます。そういう点から申しますと、税制改正にあたって、私は二つの観点からこれが評価されるべきだと思ひます。

その第一の観点と申しますのは、納税者の側から見まして、負担が所得に比べて重いか軽いかという点でございます。

それから第二の観点は、税の負担が異なる種類の所得の間、たとえば農業所得であるとか、あるいは給与所得であるとか、あるいは事業所得といった異なる種類の所得の間、または異なる所得階層、たとえば年額百万円の人と、五百万円の人と一千万円の人、そういう所得階層の間で、公平な負担であるかどうかという点から、税制は評価されなければならないと思ひます。

第一番目の点でございます負担が重いか軽いかという問題は、これは必ずしも明確な基準を設定することが非常に困難でございます。すべての納税者にとりましては、税負担は軽ければ軽いほど望ましい。軽ければ軽いほどいいということでは、現在でも納税者がごくごく望んでいられることと、いふことは、しかしながら、負担が重いか軽いかという点に對する判断は、必ずしも客観的な合理性を持ち得ない場合が少なくございません。したがって、負担が軽いか重いかという点の判断は、しばしば諸外国の負担の率との比較によってなされているのが通常でございます。たとえば、現在日本の租税負担が約一九％強でございますけれども、それがアメリカの国民所得における税負担の割合と比べて低い、それをもって日本の租税負担は軽いといふように言う場合が、しばしばございまして、それはそれでその国の経済的なあるいは社会的な条件が異なりますために、それだけで税が軽いか重いかを判断することはできないと思ひます。きわめて抽象的な言い方をいた

しますならば、税負担が重いか軽いかの判断というのは、税を負担することによるその経済的な効果と、それから税の負担を増すことによつて、公共施設の拡充等いろいろな施設が整うことによるその経済的な効果と、一体いづれが国民経済の安定あるいは成長にとって望ましいかという価値判断によつて判断されざるを得ないだらうと思ひます。しかし、それは納税者の側から必ずしも判断では十分ではございませんで、政策者の判断に負うところはきわめて大きいと思ひます。その意味で、最近よくいわれておりますように、高福祉高負担という政策課題は、課税の負担が重いか軽いかという点を判断いたします場合の一つの基準になり得ると思ひます。一般に高福祉高負担という政策課題に対して、かなり批判的な世論が多いわけでございますけれども、私はいろいろな条件を一定いたしますならば、高い福祉を実現するために、高い負担がなくてはならないというところは、むしろ当然過ぎる論理であらうと思ひます。もし高福祉ということとを、政府のほうから行なわれるところのいろいろな政策の方向の中で、高福祉を実現するといふしますならば、そのために国民が生産物のより多くの部分を政府部門に移す、言い換えれば、租税によつて負担するということでは、当然のことであらうと思ひます。そういう意味で、昭和四十六年における年内の減税が行なわれました。また四十七年における地方税の減税、八百億円のばり増す地方税の減税は、そういう意味において景気浮揚という政策目標を持つておりましたし、またさらに大幅な減税によつて、消費刺激政策を実施すべきであるという主張もきわめて強いわけでございます。言いかえれば、高福祉高負担といふことの一方の極には、できるだけ負担を軽くすることによつて、当面の景気対策に貢献すべきである、こういう考え方がかなり強いわけでございます。確かに、減税によつて消費需要に対する刺激も小さくはないと私は思ひますけれども、必ずしも税の負担を軽くすることだけが、現在の困難な経済問題を解決

することにほならないと私は考えております。むしろ現在の景気の沈滞は、需要不足という原因よりは、むしろ日本の経済の構造的な欠陥によるものが少なくないように思われます。たとえば民間資本に比べて、社会資本あるいは公共資本の水準が、不均衡に低いということは、あるいは社会資本の地域間の配分が必ずしも十分に均等でないものではないかと、あるいは流通市場が不備である、こういうことによつて、たとえば物価上昇といった経済の不安定な要素が蓄積されているように私は思われるわけでございます。したがって、このような状態、条件のもとで、減税をすることによつて、消費を刺激するということは、かえつて消費財の価格の上昇を引き起こしてまいります。しかも、さらに物価が上がるからといって、物価調整減税といったような形で減税が行なわれます場合には、ますます消費者物価の上昇に拍車をかけることにもなりかねないわけでありまして、したがって、私はむしろ、景気浮揚策としても、減税効果よりは、むしろ公共投資拡大の効果のほうが大きい、こういうふうに考えております。事実、税制調査会で納税者が負担が重いかというふうに感じているその理由をアンケート調査をいたしましたところ、その理由として、かなりの方々が行政サービスが不十分である、言い換えれば、これだけ税を負担しているにもかかわらず、十分な社会資本の整備が行なわれていない、そのために非常に負担感が重いかというふうに答えている人が少なくないということによつても、私は了解できるだらうと思つております。したがって、政策の重点は、私は減税よりは、むしろ公共事業の拡大による社会資本の充実に向けるほうが当面の政策課題にかなうのではないであらうか、こういうふうな感じがいたします。高福祉への努力が十分に行なわれるならば、むしろ高福祉高負担という道を私は選択すべきであらうと思ひます。したがって、減税という政策課題を執行するといふことは、それは国民所得に對する税負担率を低下せしめるという問題

ではなくて、むしろ先ほど申しました第二番目の観点でありますところの、負担の公平を一体いかにして実現し得るか、そういう形で減税政策を実施すべきであらう、こういうふうな考えております。

先ほど申しましたように、税負担が公平であるか、公平でないかというところは、一つは、いろいろ違った種類の所得の間での公平という問題であり、もう一つは、水準が異なる所得の間での負担の公平という問題でございます。この点につきましては、今度の税制改正にはあらわれておりません。先ほど金子先生から申されましたように、社会政策的な、言いかえれば低所得者の負担の軽減ということが行なわれているだけであつて、全般的な負担の不公平に対する改善はまだ十分であるとは言えないと思ひます。

たとえばよく批判されますように、給与所得と農業所得あるいは事業所得との間にはきわめて大きな負担の不公平があるではないか、こういった指摘もすいぶん多いわけでございますけれども、それについては十分に検討すべきであるという指摘はありまして、それが今度の税制改正の中にはそれほど十分にあらわれていないと思ひます。もちろん給与所得、農業所得、事業所得の間における負担の不公平という問題は、それがほんとうに負担の不公平であるのか、あるいは所得をつかまえることが十分であるかないかということによるところの負担の不公平もあるわけでございまして、必ずしも簡単に改善することはできない問題であらうとは思ひますけれども、こういう点の改善が一そう必要ではなからうかというふうに思ひます。

また、同じ給与所得でも水準が異なる所得における負担がはたして公平であるかどうかということもまた、今度の改正の中では十分に反映されてないと思ひます。

たとえば税制調査会の資料によりますと、所得水準に対する課税最低限の割合を調査会の資料によりますと、独身者の場合には、所得水準の約六

二%の水準に課税最低限が設定されております。夫婦二人の場合には三九%であり、夫婦三人の場合には三七%である。もちろん独身者と家族持ちとの間で所得水準に対する課税最低限の比率が同じでなければならぬということももちろんございませぬけれども、かなり独身者にとつて有利ではなからうかという感じも持っております。

こういうように、所得水準の間で負担がはたして公平であるかどうかということは、もう少し検討し、この税制改正の中に盛り込まれる必要が私にはあるような気がいたします。私どもの実感からいまして、いさか四十から五十にかけての中堅的な所得階層の負担が相対的に重いのではないかと、どうも我田引水に過ぎるかもしれないけれども、自分の経験から見て少し強調できるような気がするわけでございます。こういう形で、今度の改正が、低所得階層の負担軽減という形で行なわれたことは、私はさういう意味でいろいろの問題点はあるといたしましても、高く評価されるべきであらうと考えております。特に先ほど御説明ありましたように、老人、寡婦等に對する配慮、あるいは地方税でありますところの住民税の課税最低限を引き上げることによつて、低所得階層の負担を軽くするという措置は、私は非常に重要なものは大切な改正であり、また望ましい改正であつたと考えております。

このように低所得階層の負担の軽減をもつと推し進めることによつて、私は税体系全体が、直接税の体系から、むしろ間接税重点の税体系へ移行したほうが、税負担の公平という面から見て望ましいような気がいたします。今回の税制改正は、そうした社会福祉的な基本的な問題を持つておりますと同時に、一方で現在の景気沈滞に対する浮揚策としての税制改正の意味を持つております。それを分けて評価はいたしませんでしたけれども、全体として税制改正の方向については私は望ましい改正であつたと考えております。

以上でございます。

○理事(柴田榮君) ありがとうございます。

次に、福良参考人をお願いいたします。

○参考人(福良俊之君) お二方からもうすでいろいろと御意見の開陳がございました。私からは特に申し述べることがございませぬけれども、税制調査会におきまして各種の議論が行なわれたことは御承知のとおりであります。その議論をとりまとめまして、四十七年度の税制改正に関する答申として内閣に提出しております。本日議題になつております三法律案の改正について考えてみますのに、所得税におきまして、あるいは相続税におきまして、さらに法人税におきまして、重要な部分がすべてそれに盛り込まれておると、そういう意味におきまして、私は税制調査会の一委員として、今回の改正案に對しまして賛意を表するものでございます。もちろん税制全般につきましても、いろいろの角度から検討しなければならぬ問題がありまふ。たとえば法人税制等につきましても、期限の到来いたしました付加税だけを単純に延長するのが適當であるかどうか、これらは根本的に今後考えていかなければならない点だと思ひます。ことに所得税につきましては、先ほど来お話がありましたように、四十六年度におきましては、税制改正が行なわれる、さらに年内の減税も行なわれたと、そういう形におきまして、四十七年度におきましては、個人の所得税につきましては、大幅な改正が行なわれておりません。

しかし経済諸情勢等を勘案いたしまして、今後においても所得税についてはなお減税の余地があるかどうか等々につきまして、検討を重ねていかなければならない問題だと思ひます。相続税につきましても、どなたも御承知のように、四十一年度以来改正が行なわれていない、そういう形の中の今回の改正であります。したがって、そういう意味では他の税制等と同じように、四十七年度で当面改正すべき点という形で、基本的な面面についてはまだ検討不足の点があるうかと思ひますので、これらの点については、今後さらに検討を続けていくことが必要かと

思ひます。

先ほど申し上げましたように、議案になつております三案につきましては、私は賛意を表するものでございます。

簡単にございませぬけれども、私の公述はこれで終わります。

○理事(柴田榮君) ありがとうございます。

それでは、参考人に対する質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○竹田四郎君 金子先生にひとつお聞きをしたいんですが、この相続税の場合、特に寡婦の場合には、扶養親族がなくて死別したもの、しかし、現在にはかなり生別の人があつてますから、それはちよつと、公平の立場でいきますと、それは生別したときとのいろいろな事情はあらうと思ひますが、それはそれで、今後の生活の面でいけば、扶養親族がでないわけですから、ばくは生別の場合もあまり変わらないと思ひます。

それからもう一つは、ハイミスの場合です、これもかなり、職業は持っている人がかなりあると思ひますけれども、しかし、これもかなりの年齢に達するまで職業は持っているかどうかという状況では必ずしも私はないと思ひます。これが抜けている点は若干ばくは考慮すべきじゃないかと思ひますが、これについての先生のお考えを伺いたしたいと思います。

それから、三先生にお聞きしたいんですが、法人税の問題です。いろいろお話がありまして、負担の問題がありましたけれども、中小法人を中心とする留保所得、それだけでいいのかどうか。いまの法人というのは、必ずしも所得を全部分けてしまふ、大きな法人でも必ずしもそうでもないと思ひます。かなりこれを留保して、それが次の事業の発展ということを大法人もかなりやつていくわけですね。そういう意味では、ただこういうことだけでいくべきじゃなくて、先ほど福良先生からは法人税についても検討すべきものがある、こういうふうに言われたし、また三先生の間でもそういう点についてはあまりお触れにな

らなかつたわけですが、現在の法人税、これは税の種類間の公平の見地から見まして、今日の時期において所得税——高福祉高負担が所得税の場合だけでなく、もっと法人税の場合もこれは考えなくちゃならぬものじゃないか、そういう意味では、法人税は全体として、いろいろな状況、経済的環境あるいは経過というものがあつて、今日事態の中でこれは引き上げていいんじゃないか、もう少しこれはそういう形で検討をすべきではないかという感じがするわけですが、恒松先生にお聞きをしたいと思います、所得減税はむしろやるべきでなくて、公共投資にそれを行くべきである、原則的には私もそういうことだろと思うんです。しかし、物価は上がる、金利は下がる、しかも景気というものは、たとえば勤労者の生活から見ますと、いままではオーバーワーク、オーバータイムでかなりかせいでいた、しかし、いまはそういうものもそうかせいでなくなつてきたということになりますと、そういう理想といふと、時間的なズレというようなもの、私はこれはかなりあると思うんですが、それを待てるような政策が片一方で何か行なわれていくということであれば、これ、先生の意見、私賛成なんです、そういう方面は全然行なわれていないということなんです、いますぐそういう高福祉高負担という形で、減税するより税金もらつて公共、社会資本を特別に投資ということになりますと、たいへん一時的に私は混乱を起してくるんじゃないか。もう少しそれをきめてまい、他の社会資本が具体的に上がってくる、行政サービスが具体的によくなつていくという問題とかみ合はされていかないと、なかなかいまの国民は理解できない、ただ税金が重くなるだけだという感じを得てしまふんじゃないだろうか。その辺は具体的に先生として、どういう手続といいますか、順序といたしまして、考えるべきであるかという点についてお伺いしたいと思ひますが、とりあえずそういう点についてお伺いしたいと思います。

○参考人(金子宏君) ただいまの御質問に簡単にお答え申し上げます。
最初の御質問は、寡婦控除が、寡婦になつて、しかし、その扶養親族がない人にも拡大されたけれども、生別の婦人との間に不均衡が残るのではないかという趣旨の御質問かと思ひます。これは私も確かにその問題重要な問題だと思ひます。——実はあまりその論点を従来考えたことがなかつたもので、重要な問題だと思ひますけれども、この点、私、何ともいま断定的なお答えは、あまりこの点についてよく詰めて考えたこと、ごいませんで、断定的なお答えはできませんけれども、一つの考え方といひますか、政策論議をする場合の基礎資料のようなものといひまして、生別の場合と、それから死別の場合とで、財産状況にどういふような違いがあるのかという点でございまして、生別の場合と、恩謝料とか、それから離婚手当とか、そういうようなものが一般的に現在の実情において支払われているのかどうか、そういうような点を少し実証的に調べてみまして、その上で考えてみる、この辺のことになるのではないかと思ひまして、その辺の実証的な資料をどうも私、従来この問題あまり考えたことがなかつたせいもあり、持ち合わせておりませんので、もう少しその辺、何か相違があるのか、それとも実体的に同じなのかという点でございまして、こういうような点をもう少し検討してみなければ何とも言えないのではないかという感じがいたします。
それからハイミスの問題でございしますが、確かにそういう問題はあります、これはおそれる勤労婦人の場合に、何か特別の控除を認めるかどうか、こういう一般的な問題になつてくるのではないかと思ひます。つまり家庭のある主婦が働いているという場合と、外で働いているために、子供のめんどうのためにいろいろな費用がかかるか、あるいは家にとどまつていれば、得たであろう余暇を得ることができないとか、そういうような問題がございまして、それからハイミス

で勤労しているという場合も、おそらく結婚して家庭にいる婦人と比べますと、いろいろな相違がございまして、そういうような勤労——普通いわれていことは、勤労婦人について、勤労所得控除のほかに何か特別の控除を認めるかどうかという問題として論じられておりますが、それにハイミスも含めて勤労婦人についての何らかの手当を考へるかどうかというふうなおそらく問題になつてくるのではないかというふうに考へております。
それから法人税の問題でございしますが、これはお二人の先生のほうに、私ばかりお時間をとつてしまふのもどうかと思ひますので、お二人の先生に最初にお答えいただくということでよろしくうございませうか。
○参考人(恒松治君) いまの法人税について、私は、留保だけに限るといふことは、減税の方角としては一番いいのではないかと思ひます。減税する場合には、税率を引き下げること、と、それから経費、コスト計算を大幅に認めるという二つの方法があると思ひますけれども、私はどちらかといえば、留保に限つてやつたほうが資本の蓄積の上では効果が大いような気がいたします。

いまもう一つは、法人税はもう少し引き上げるべきではないかという御意見がございましたけれども、これについては私、何とも実証的なデータを持ち合わせませんのでわかりません。ただ、今度の企業課税の問題としては、税制調査会でもいままでの基本税率が三五%に加えて五%の付加税率が適用されておつたわけでございますけれども、これは期限がまひりまして、なおあと二年間だけ五%の付加税率を加えるということ、一応法人税のむしろ引き下げにはならず、税率を引き上げるといひますか、基本税率よりは五%の付加税率をそれに加えていくという点においては若干上がったといふのではないか、こういう気がいたします。どこを基準にとつて引き上げるか引き下げるかというところはちょっと微妙な問題ではございませうけれども、私は法人税の引き上げをすべきじゃないかという御意見には、それがどのような効果を持つかという点で若干の不安がございまして、と申しますのは、物価上昇に逆にはね返つてくる、転化をしていくという可能性が強いからでございます。
それからもう一つ、これは私だけに御質問いただいたわけでございますけれども、減税よりは公共投資のほうがいいと私申しましたのは、減税はしなくていいから公共投資を拡充すべきであるといふことではなくて、いまの経済状態のもとでは、どちらかといえば、減税よりは公共投資に重点を置くべきである。もちろん減税をいたしまして、公共投資の財源がなければ、それは公債を発行することによって公共投資の拡充の道もございませうけれども、どちらかといえば、減税よりは公共投資に向けるべきであるといふふうに申し上げたわけでございます。それは先ほど申しましたように、それはたとえば課税最低限を引き上げるといふような形で、できるだけ低所得階層の負担部分を減らすという形で、減税のほうは望ましいだろう、こういうふうに思つております。
○参考人(福良俊之君) 私に対する御質問は、法人税の税率の問題と、それから大法人と中小法人との問題の二点かと思ひます。法人税一般につきましては、税制調査会の長期答申の中でも、現在の日本の法人税というものは、欧米の先進国の法人税に比較して、税率から言つて決して高いものではないと、したがって、そういう意味から言へば、法人税率については、なお若干の引き上げの余裕があるといふような感觸での長期答申が行なわれております。そして現行の税率三五%に至ります過程を考へてみますと、朝鮮動乱の直後引き上げられましてから、それから漸次下げられてきておるのが現状かと思ひます。なおその状況が先進諸国に比較して決して高いものではないといふ点から考へますと、法人税率については、今後なお検討すべき問題があるかと思ひます。ただ

その場合に、同じく法人と申しましたが、御承知のように零細法人それから中小法人、大法人とあるわけでございまして、法人につきましては、実在説、擬制説が今日に至るまで結論を得ていない。しかし、今日いろいろ議論されます資本金十億円以上の大法人、それからそれ以下の五千万円から十億未満の中堅法人と申しますか、さらにそれ以下の零細法人、こういうふうに分類分けいたしますと、東畑税調の会長がしばしば言われておりますように、中小法人に対する軽課税率、軽く課するというようなことでのいいかどうか、同じく法人というけれども、性格がおのずから違っておるのではないかと、したがって、大法人あるいは中小法人等については、法人税についても別途に考究しなければならぬのではないかと、こういうことをしばしば東畑会長は言っておられます。

ことに中小法人の下のほうになりますと、先ほども御指摘のように、法人成りという問題がございまして、個人の所得税があるいは事業税を含めまして場合と、一体税負担がどのようになつておるか、それらの点もさらに検討しうかなければならないかと思ひます。そういう意味で法人税率については、現行の法人税率を下げるという考え方は、比較的税調の中では少ないのではなからうか、それが、たとえば期限が到来したにもかかわらず、先ほどお話がありました5%の臨時的な附加税率、それをさらに期限を延長するという考え方の中にあらわれておるように考えております。

○戸田菊雄君 途中で退席をしましたので、金子先生と恒松先生の御意見は拝聴できなかったのですけれども、ただ後段で恒松先生がおっしゃられました、当面の景気の浮揚政策ですね、歳入面、ことに租税政策を適用するということは非常に物価上昇、そういうものを招来するのではないかと、こういう論点であります。かつて四十年の不況期において、政府は景気浮揚の一端として当時自然増収はわずか千百九十億円だったのですが、それをはるかに上回る二千九十億円の所得税

減税をやったわけです。これによって当時の不況を景気浮揚対策に持って行こうという政府の方針だったわけです。これをその後、水田大蔵大臣も四十一年の貴重な経験を生かして、現在そういうような状態がまた来ておるわけです。もちろん四十一年のいわゆる景気状況その浮揚政策、こういうものと条件は今日違うだろうと思う。国債発行あるいは不況の深さといいますが、そういうものの条件というものは違うと思うのですが、われわれの主張としては、やはり年内減税、できれば四十七年度も年内の所得減税をやって、歳入面からのこの景気浮揚政策を少しはかつてはどうか、消費購買力を持たしてはどうかと、こういうことを主張しておるのでありますが、いまの先生の御意見ですと、こういう論調にはまっこうから反対というふうな理解をするのでありますが、もう少しその辺詳しく御説明いただければいいかと思ひます。

それからもう一つは、いつも問題になるのであります。基礎控除いけば人的控除ですね、扶養、配偶いろいろございますけれども、現行、四十六年改正をされました十九万円、扶養控除の場合に十三万でありますけれども、こういうことになってからに四人家族の場合ですね、六十八万円見当の控除をなされているわけですが、いまの生活程度からいけば非常に低いんじゃないか。これはあとで税調のほうにもお伺いしたいと思うのですが、これはもっと引き上げるべきじゃないだろうとかというふうに考えるんです。ことに給与所得の源泉徴収部面については非常に問題がある。まあ主税局長等の言をかりれば、現下の控除額というものは、あくまでも生存権といえますか、そういうものを中心に置いてやっておる。しかし、税法のたてまえからいけば、生活費には課税をしないというたてまえですから、あくまでも生活を土台にして、そういうものを基礎的に打ち出されるのが税法上のたてまえではないかと思うのです。まだ、いまの各種の制度はこままでいっておらないというのが実情と思うのです。この方向という

ものは一体どういう方向にいくのが一番いいのか、もちろん私は前段の、いま大蔵省がとっておる税制の各種排除制度、これを否定をするものではないんですが、段階的に当然現行の制度を拡大発展させて、でき得ればこの原則のほうに持っていく。こういうことが決して相矛盾するものではないですけれども、もっともと引き上げるべきじゃないだろうか。こういうふうに考えるんですが、その辺の情勢をひとつ伺いたい。

それから、さらにこの物価上昇、各般の経済情勢、生活度合い、こういうものがいろいろ変わってきてくるんですから、それに見合う一つのスライド的なものを考慮してもいいんじゃないだろうか、こういうふうに考えますけれども、その辺の問題についてどういったような……。

○参考人(恒松制治君) ただいまたいへんむずかしい問題、御質問いただいたわけでございますけれども、いま同じ減税と申ししましても、当面の景気浮揚策としての減税と、後段の基礎控除等の水準を引き上げることによる減税とは、やはりちよつと別個の問題だと思ひます。私も後段の部分につきましては、お説のとおり、経済が發展し、生活水準が高まっていくに従つて、基礎控除あるいは配偶者控除、扶養控除等の水準をやはり漸次引き上げていくのが望ましいと思つております。

す。その点については、私は減税について否定を
しているわけではございませんけれども、ただ量
氣浮揚策としては、私は、私の判断からして、減
税か、それとも減税をしないで、その財源を公共
投資に向けたほうがいいかという判断になります
と、どちらかといえば、公共投資拡充のほうが量
氣浮揚策としての効果は大きいんじゃないかと、
特に先ほどもちよつと申しましたように、現在物
価が非常に上がりつつありますし、そういう非常
に不安定な經濟の基本的な問題は、私は日本の經
濟の構造的な欠陥にあると思つております。その
構造的な欠陥と申しますものの代表的なものは、
やはり民間資本と社会資本とのアンバランスと
か、あるいは同じ社会資本でも、それが地域間に

きわめてアンバランスな配分のされ方をしているとか、あるいは流通市場が十分ではないとか、こうしたいろいろな公共的な施設の不備によってあらわれていような欠陥が非常に目立つわけでございます。そういう点から申しますならば、そういう構造を改善することによって、むしろ経済の安定をはかるほうが実は望ましいのではなからうかと、こういうふうに思つたわけでございませう。これは先ほど竹田先生からもお話になつたわけでございませうけれども、それじゃはたしてそういう公共投資を拡大することによって、そういう構造的な欠陥が直ちに除かれるのかと、こういうふうな御質問もあつたわけでございませうけれども、それは如何も私が行政をやっているわけではないんで、保証の限りではございませうけれども、方向としてはそういう方向をたどつたほうが日本経済の安定のために望ましいというふうに思つてゐるわけです。ただ、いまの経済成長率が五、六%ぐらゐに落ちるということ自体は、私はそれほど日本経済にとって致命的なこととは思ひませぬし、もう少し経済成長率をゆつくりさせて、そしてそういう国民経済が持つておりますところの構造的な欠陥を除いていく努力を、もう少し積み重ねていくべきではなからうか、こういうふうに思ひます。

○戸田菊雄君 福良先生に若干質問をするんですが、四十七年度法人税改正、その中の税調の答申内容があるわけですね。先ほどの竹田委員に対する御回答の中では、まだ諸外国等とも比較をして、法人税については、もっと法人に税を多くする余裕はあると、こういうお話の趣だったと思うんですが、この税調の答申を見ますと、こういうことをいわれているんです。税制調査会の長期答申ですが、企業の税負担は、少なくとも現状を維持すべきものとしている。こうした観点から、付加税率はさらに二年間延長されたものである。いわゆる基本三五％に五％の上積みですね、四〇％これを維持すべきだ。これを土台にして、さらにまだ引き上げの余裕はあると、こういうので

ありますから、どうしてもやはり今後私は再検討して、もう少し法人税率全体を検討すると同時に、引き上げていくべきだというふうに考える。主税局長等も、過般の審議の中でも、現下のこの六段階制というものはやはり検討せざるを得ない。そういう意味で大蔵大臣等も、今後やはり引き上げるといふことで検討をする。こういう答弁なんです。税調として、法人税率に対してどういふふうに一体お考えですか。まあ税調というよりも、福良先生個人としてどういふふうに考えるか、その辺が第一点。

それから問題になりますのは、いまだに税調でも、たとえば基礎控除は十八万から十九万、一万円引き上げる、あるいは扶養、配偶ともに一万円引き上げる。この一万円の積算基礎というものは何ら示されておらない。ですから、国会に來ましていろいろ審議をやつて、この一万円というものはどういふ一体積算基礎によつてそういうふうには引き上げたのか。物価の上昇を見たのか、あるいは生活財控除を見たのか、各般のいろいろ考える要素というものがあつたわけなんです。そういうものが不明快なままに審議が終わつてゐる。ですから、この計数の審議について同じ士族に入れないんです。だから、私はこういうものに對する引き上げの積算基礎というものを明確にするべきじゃないだらうか、こういうふうな考えなんですけれども、その点が第二点。

それから第三点は、必要経費のいわば中身、考へ方ですね。現行、一番問題になりますのは、医師の場合の七二%、国税庁でいろいろ調査をしましたら、詳細発表はされておられません。これは詳細どころじゃない、発表されてないんですけれども、やや承るところによると、五〇%程度ではないかと、こういう……私は持論としては、お医者さん七二%いいじゃないか、そのかわり、給与所得、源泉徴収分をもつと上げない、こういう論理なんですけれども、まあいづれにしても、世論としては高いといふことがいわれる。あるいは保険外務員のような場合は、四四%程度のいわ

ば控除率になつてゐる。その他職種によつていろいろ違ふと思ひますね。栄養の吸収度合いも、夜間で、一昼夜で働いてゐるような人たちは多く食をとるといふようなことになる。そういうことではないけれども、やっぱり一定の原則をこの辺で私は確立すべきじゃないかという考えを持つて、すけれども、そういう点に對する考え方と今後の見通しですね、こういう見解をひとつお聞かせ願ひたい。

それからやはりいま世論上いろいろいわれているんですが、税負担の最大不公平を招來してゐるのは、何といつても租税特別措置だ、こういうわけ。一、二の例をあげますと、広告宣伝課税、こういうものは大体四十七年度のおおむね一兆円をこすといわれているんです。こういうものに對する適正課税をもう少しするべきじゃないか、これに経済が大きくつて財政需要が拡大をしていく、こういう中における税収の占める割合というもののは非常に大きいんです。それから、当然総合的にそういう点も検討されるべきだと思ふ。これは交際費等含めまして同様のことが言えると思ふ。また同じように源泉分離課税ですね、不労所得に對する配当あるいは利子、こういうものに對してもあわせてやはり抜本的な検討策をやるべきじゃないかという気がするので、すけれども、この辺に對する問題をひとつ第三点としてお聞かせ願ひたい。

それからもう一つは、最近の家計調査でも非常に上昇してゐるのですけれども、教育費、こういうものは控除の対象項目の拡大という意味合いにおいて検討されるべきじゃないだらうか、こういうのですけれども、その辺はどういう考えか。それからもう一つは、退職所得、退職して恩給年金で生活してゐる人はそれが唯一の生活保障態様になつてゐるのです、現行で、しかし、長年これらの問題については非常にいままで努力をして、若干の率アップがやられてまいつてゐることは事実であります。これは認めすけれども、や

はりもう少し基本的に検討すべきじゃないだらうか。当面われわれの考えとしては、物価上昇ぐらゐのスライド制をとつてはどうかと、しかし大蔵省に言わせるとそれはもつと所得の高揚だ、それでこの年金総体が上がつていくといふようなことも言われるのですが、しかし、なかなか基本的にそういう抜本改正というところをかしこいような状況でございいます。当面の暫定措置として物価スライド制という、この程度の採用はいかがなものか。以上四点であります。福良先生の御見解をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(福良俊之君) お答えいたします。

法人税率の問題が第一点かと思ひます。先ほど五%の付加税率を加えて四〇%とおっしゃいましたけれども、これは三五%の五%ですから、そうではないといふことでございまして、先ほど私が申し上げましたように、法人税率については現行の法人税率が高いのか低いのか、よそと比べてどうなのか、実効税率がどうなのか、さらに法人税といふけれども、一体その適用されるのが中小法人と大法人という形の二分類でいいのかどうか、こういう大きな問題が残されておられます。したがつて、今後において法人税率を上げる方向にいくのか、あるいは下げる方向にいくのか等につきましては、なお検討を要する点が多々あると思ひます。ただ、いままでの考え方とすれば、五%の付加税率について、二年の期限が到來したからといつて、それを廃止すべきではない、なお二カ年間延長すべきだといふことにきまりました点から考えますと、法人税率一般については、なお今後引き下げる方向で検討するといふよりは、若干そこに余裕を持つて、場合によれば法人税率の引き上げといふ余地も残されておるといふふうに考えておるわけでございいます。

第二の問題は、基礎控除あるいは扶養控除、配偶者控除等につきまして、たとえば一万円というように基礎控除の引き上げが行なわれる、その積算の基礎が明らかにされてないではないか、まさにおっしゃるとおりであります。はたして積算の基

礎をどこに求めるかといふのはなかなかむづかしい問題だと思ひますけれども、基礎控除、配偶者控除等につきましては、いままでの税制改正のときには大体控除額の引き上げの幅は同じに見えております。基礎控除につきましてはいろいろの議論がなされておりますが、先ほど来お話のように、基本的な所得に税が食い込むといふようなことがないようにか、あるいは必要経費といふようなものの控除がなかなか認めにくい。そこである段階までは、基礎控除という形で見ていかなければならぬであらうといふようなこと等がありまして、積算の基礎は必ずしも明らかにされてない。しかし、基礎控除を一万円引き上げるといふことは、減税総額としては幾らだといふ計算はすぐ成り立つわけでありまして、したがって、所得税減税をいたします場合には、減税総額といふものがおよそどの程度のものが可能であらうか、その配分をどういふふうにするのがよろしかろうかといふような、両面から決定されておるのが実情かと思ひます。むしろこの基礎控除の引き上げの積算の基礎等については、事務方から詳しくお聞きくだすたほうがあつては適切であるかと思ひますが、この程度以上には私からはお答えすることがむづかしいかと思ひます。

さらに、必要経費の問題についてお触れになつたわけですが、社会保険医療報酬のこれから審査が始まるという段階でございまして、私は特別委員長を仰せつかつておるわけでありまして、今後どのように検討していくのが正しいのか。お医者さんといひましても、技術的にもいろいろ違つておりますし、外科と内科その他だんだんと医師の内容が分類されてきたら、当然そこで考えられる必要経費といふものも違つてこようかと思ふのであります。御指摘のように、一応の基準といふものが設けられるかどうか、そういうことが非常に重要な問題にならうかと思ひます。ただ一般的には、こういった基準といふものが公表されてないのはいままでの状況でございまして、どういふ業種については、必要経費の基準をどこまで認め

るとかというようなことは、部内ではきめられておるかもしれませんが、部外には発表されてないというのはいままでの状況かと思ひます。しかし、税の公平な負担という意味からいって、これから税務当局がそういうものを一般的に公表するのとか、業種別にそういう基準というものを設けるのとか、それらの点は私どもにはまだはっきりしておりません。しかし、今度の社会保険医療報酬の特別委員会におきましては、やはりそういう論議が行なわれることを予想しております。

それからその次の問題として、租税特別措置法、これは税負担の公平の原則を破るものではないか。したがって、そういう意味では絶えず検討がなされるべきではないか。まさにおっしゃる通りでありまして、税調といたしましては、できるだけ期限のきた場合には、当然その期限と同時に、もう一度特別措置の功罪について検討する。そして必要のないものは、これは期限到来と同時に廃止する。さらに新しく産業、社会情勢等に應じて特別措置を設けなければならぬというように、著しく負担の公平を害するようないきなり、しかも、その財源は、できる限り他の特別措置を廃止した面から捻出するべきであるという基本原則を立てております。そういう意味では、特別措置は漸次改廃される方向に向かつておるかと思ひます。ただその中で、御指摘の預貯金の利子あるいは株式の配当等についての源泉徴収の制度、この点につきましては、御承知でございます。もう少しけれども、すでに前年全体として総合課税の原則に持っていくことをきめまして、そして毎年の源泉徴収の税率というものを引き上げる方向で、経過措置まで全部きめられておるのが実情でございます。したがって、今日の段階で、すでにきめられておる最終年度にきていない段階で、もう一段これを急速に検討しなければならぬいかどうか、まあその緊急性、緊要性等についてはあらためて検討しなければならぬかと思ひます。実情はそういうふうになっておるということ

でございます。それから、教育費を必要経費として認めるかどうかというところでございます。この点につきましては、税調の中におきまして、教育費について必要経費として認めたらどうかという議論も何回か出たことがございます。しかし、教育費と申しまして、義務教育費は別といたしまして、それ以上の高等諸学校あるいは大学等につきましては、一体大学に子供を通わせるということが、義務なのであるかどうかという点で、家計費の中からもそれぞれ子弟に高等教育を授けたいという形で、かなりの無理をして教育費を捻出している向きと、家計に非常な余裕があつて大学等に子弟を通わせておるところとある、その場合に、同じように必要経費だからといってそれを控除すること、はたして税負担の上から言つて公平なのだろうか。さらに国立と私立の場合に、著しく教育費というものが違つてくる、それらの点についてどう考へるのかと、いろいろ甲論乙駁がございまして、必要経費を全面的に認めるということについてはかなり問題がある、その中で教育費等については、今後の検討課題ではあるかもしれないけれども、直ちにこれを必要経費として認めることについてはいかがであるかということ、今日まで実現を見ていないのが実情でございます。

最後に、退職所得についての御議論がございまして、退職所得につきましては前年大幅の改正をいたしました。しかし、その後の情勢等を勘案いたしましたして、退職所得についてももう一度考へてみたかどうかと、こういう議論が税調の中にあることも事実でございます。しかし、実態調査を伴ひませんと、直ちに退職所得の額を拡大するということにも問題があるかと思ひます。現行の五百万円というところまで一体中小企業等々の場合に、永年勤続であつてもそこまですべておるであらうかという、実態はどうもそこまではないか、賃金の上昇の割合、あるいは物価の上昇の割合等を考慮いたしまして、退職所得につき

まして、今後検討しなければならぬということとは否定できないと思ひます。現在の状況では、むしろ退職所得の問題よりも、目の前の一般的な個人所得税についてどうするかということに重点が置かれておるのが実情かと……。お答えになるかどうかわかりませんが、現段階では、

○戸田菊雄君 もう若干で終わりますけれども、恒松先生に、さつきちよつと後段で、今後の税収のウェイトは直間の比率でいつた場合に、間接税でいくべきじゃないかということ述べられた。もしそうだとすれば、ウェイトの中心を新しい税制導入でいくのか、あるいは現行存在する物品税その他の総点検でいくのか、そういう内容はいろいろあるかと思ひます。その辺のお考えはどういうお考えを持っておられますか、ひとつ伺ひたい。

それから金子先生に、現行所得税が非常に重いという、重税負担感が、たいへん国民から非常に世論となつていま出てきておるんですが、私は基本的に、やっぱり先ほど触れた、一つは人的構造、こういうものの低さ、それからもう一つは、やはり税率の問題があるんじゃないかと思う。現行の、これは昨年の補正の際には税率緩和で一応やつたわけですが、これは非常に課税課長以上上の税率緩和で、いわば上厚下薄といひます。そういうことで行なわれて、この税率自体に問題があるんじゃないかというふうな指摘をしたところなんですか、そういう税率について一体金子先生はどういうふうにお考えになられておるのか、この点が一つであります。

それから、四十七年度の税制改正要綱全部がめてみますと、大体貸倒引当金の改正で若干の増収、あるいは通貨調整、これに伴う措置等々、いまの法人税に対してはいふ貸倒準備金とか減価償却、そういう各般の問題、計算上、税制上たいへんな優遇措置をとっているんですね、大企業に對しては。さらに税制面ばかりじゃなくて、金融面でもそうです。たいへんな大企業に對しては優遇措置をとっている。もう少し私は金融税制の総

体、たとえば年間の、租税特別法で五千億近い各般の減税措置を税制面からも恩恵を与えているということであれば、中小企業以下のことには零細企業、そういうものが多く存在するわけですが、そういうものに一定のワクづけをして、そして税制の優遇措置を下のほうにいくような、制度上の確定が行なわれていくのではないだろうか、こういうふうに考へるんですが、いまの法人税は、そういう面からいくと、大企業に税面ばかりでなくて、各般の問題で至れり尽くせりの優遇措置をとられておるんです。だからそういうものを、もう少し改善するとともに、中小零細企業、こういうものにもっと引き当てをやつていくべきじゃないかと思ふんですが、その辺の法人関係に對する中小零細企業の対策等について先生のお考えあつたらお聞かせを願ひたい。

○参考人(恒松治君) 先ほど私、税の体系として直接税から間接税中心に移行したほうがいいんだというふうに申し上げました。それは私は、間接税という場合には、いまの物品税ではなくて、一般消費税という形の間接税のほうが望ましいと思つております。それは、これもいろいろ税制調査会で御議論になったところを勉強させていただきましてのことによりますと、やはり現在、たとえばいたく品とかあるいは必需品とかというふうな區別がだんだん私どもの消費生活の中でつきにくくなつてきておる、いまのような物品税の体系がたしていかどうかというところは非常に問題だと思ひます。そういう意味で、一般消費税のほうが私はよりベターであるというふうな思つております。しかし、その一般消費税を適用いたします場合には、できるだけ低所得階層の負担がない、非常に軽くなるような措置をとつておいてからでないか、間接税というのはもともと逆進的な税でございますので、その逆進性が非常に強くなる可能性があります。したがって、低所得階層の税負担を非常に軽くするような形で、直接税の構造を変えておきまして、その上で一般消費税を導入しないと混乱は免れないだらうと思つて

かということも重大な問題でございまして、これはやはり絶えず物価の上昇なり、その他の、それから生活水準が上がりますと、何が生活必需であるかというこの社会通念も徐々に変わっていくと思いますので、そういうような点を考慮に入れて定期的に見直しをする。そして引き上げを行なう、こういうようなことが必要であるというのと、これもおそらく皆さんおっしゃるとおりなのではないかというふうに考えております。

税のものではないか。あとの千五百万のほうで、これが広がっていくということはわかると。そういうような、いわゆる貢献度というものも考えるべきだと、こういう意見というのがかなり強くなってきたというわけであります。私どももそういう点はそれとおり守らなくてはならないというふうに思いますが、こういう点についての御意見をひとつ伺いたいと思っておりますので、またこれは税調ではどういうような審議の状態でございましたか、その点も伺いたいと思います。

それから恒松参考人に、預貯金の問題でなくて、郵便貯金の問題が、税法でもちゃんと、第九条でございましたか、これは所得とみなさない、課税対象にならない所得ということになっているわけです。この辺が、今度のいろいろな問題で、私どもどうも納得のいかない点が出てきております。利子等のほかの面でもかなりの優遇をされて、しかも課税対象所得にならない。この辺はこれは何か考えるべきときがきているんじゃないかと思うのですが、その辺の御意見を伺えればと思います。

○参考人(金子宏君) 妻の貢献度の問題でございしますが、これは実は、先ほど簡単に申し上げようかと思っておりますが、時間が超過いたしましたために省略させていただいたのでございしますが、妻の貢献度の問題というのは、これはおそらく無視できない問題であろうと思われれます。今度の相続税法の分野での改正案でも、十年の婚姻期間を一年こえるごとに百万円ずつふえていくというところがございしますが、これはやはり一つには、貢献度を考慮しているのではないかというふうに私はには思われます。そうしてその場合に、貢献度をどういうふうに考えるかという問題でございしますが、二分の一はもともと妻のものではないか。したがって、二分の一は非課税にするという制度、現在のアメリカの制度がそうでございしますけれども、これはアメリカではいろいろな議論がございまして、たとえば妻が十萬ドル夫から相続した場合には五萬ドル非課税になる。百万ドル

ル相続した場合には五十万ドル非課税になる。それは、共有財産的な考え方をとればそういうふうになるわけでございませうけれども、はたしてそれが、相続財産がばく大になればなるほど、同時に非課税の部分もばく大になっていくということが、公平の観念に照らして適当であるかどうかというところは、大いに議論のあるところでございまして、先ほど申しました、一九六〇年代の中ごろからの、それならばいつそ妻と夫との間では全額非課税にしたかどうかというの、どうやら、相続財産の少ない階層を考慮に置いて、そしてその人々には全額非課税という恩典を与えてもいいのではないかとこのところにあつたようでございます。妻の貢献度を評価するとしても、相続財産の多寡にかかわらず、二分の一は妻の貢献によるものであるというふうに考えることには、公平の観点から租税政策というものを考えた場合には、公平の問題があるのではないかとこのところ、どうもアメリカなどにおける議論のようでございます。

○参考人(恒松制治君) ただいま郵便貯金の利子については課税対象にならないということについて御質問でございましたけれども、私、その点はよくわかりません。よくわかりませんけれども、考えられるところの理由は、一つは、郵便貯金というのは比較的零細な貯金である、したがって、その利子についても零細であるから、そこまで何も課税する必要はないんじゃないかということが一つ。

それからもう一つは、御承知のように、郵便貯金は財政投融資の資金源として活用されますもので、一般的な公共的な利用に活用されるという点で、そこまで利子をかける必要はないんじゃないかという、いわば郵便貯金の利用方向に基づいたところの理由があるのではないかと思います。理論的には、もちろん利子所得でございませうから、当然課税対象になつていいと思ひますけれども、おそろくそこには、理論的というよりは、むしろ政策的な配慮のほうがより多く働いてゐるんだと思ひます。その点では、まあ何とも判断のしようがないんですけれども、そういう零細な預金の利子まで課税対象にする必要はないんじゃないかというふうに思ひます。

○参考人(福良俊之君) お答えいたします。妻の座の問題については、二つの問題があるかと思ひます。いま御指摘になつておるのは、主として相続税についての問題かと思ひますが、相続税の変遷を見てまいりますと、ある段階までは、妻が二分の一相続するというところでございまして、それが三分の一に改められ、今度は、その三分の一の中で、たとえば婚姻年数等に応じて非課税の限度を引き上げると。そういう変遷をたどつておるかと思ひます。しかし、最近の情勢といつては、死別した妻が、夫と別れた後においても、ある程度の生活が維持できるように、相続財産について課税をしない。もちろんその財産形成の上に妻が内助の功があつたということを十分認めての措置かと思ひます。

もう一つの問題は、妻の座の優遇ということ、二分二乗方式というふうなものが提起されております。これらにつきましては、税調の中におきまして、一応の論議はいたしました。しかし、二分二乗というものが、はたして、一般に理解されているように、妻の座の優遇ということになるのかどうか。場合によれば、高額所得を受けておる夫と、それから少額所得を受けておる妻とを合せておることによつて、所得税は御承知のように累進構造になつております。その場合の累進税率の適用を排除するためにそういう措置を講ずるということであるならば、決して負担の公平ということにはならないし、妻の座の優遇ということにもならないのではないかと。各国の例を見ましても、御承知のように、二分二乗の方式をとるところにおきまして、税率につきまして別個の税率を考へておるところ等もあるというのが実態かと思ひます。

さらに今度は、妻の座の優遇という形で、現行の税率をそのままにいたしまして二分二乗方式をとつたときに、はたして独身者との均衡関係はどうなるのかというふうな問題等がございまして、そういう意味で、妻の座の優遇の問題につきましても、税調の中におきまして今日まで若干の論議が行なわれておる。しかし最終的な結論は得られないのが現状である。そして、相続税について今回改正をお願いするような答申をした。この点につきましても、先ほど申し上げましたように、四十一年度以降改正が行なわれていない。諸般の情勢を見るに、土地価格等々物価の上昇等も勘案して、三千万円程度まで妻の相続について非課税とすることが適当であろうと、そういうことで答申をいたした次第でございます。

○栗林卓司君 一、二点お伺いしたいと思います。所得税のところで、考え方は租税力に即した課税なんだというところから、総合累進という考え方と、一定金額の除外という二つをお示しになりました。最低生活を維持していくこと、これはそのとおりでわかるんですが、租税政策の境界というところについてどんなお考えをお持ちかということなんです。控除ということを含めまして、所得が低ければ何の役にも立たない。しかも、所得が低い層に對して物価調整減税をしてみても、効果は及ばないし、また恒松参考人の御意見のように、将来間接税の比率が高まってくるということになりますと、いわゆる逆進性がそこにももたらされてしまふ。そうなりますと、いろんな社会政策的な面を租税政策に織り込む必要は私は否定はいたしませんけれども、おのずから限界があるんだということも、やはり承知はしておかなければいけない。

ところが一方では、産業政策的に税が使われる場合には、これは租税特別措置法の場合でもそうでございます。比較的效果と直結して使われる可能性はある。ですから、いまの税というのは、本来社会政策的な面では限界がある。産業政策的な

面ではあまりにも活用されてきたという点がいけないと思ひます。その意味で、租税政策の境界ということを考えて、いろんな社会政策的な面あるいは産業政策的な要請というものがあつたとしても、税そのものは基本的には中立的であるべきだ、それを理解しながら臨んでいくべきだと私は思ふんですけれども、その点いかがかということ。

それからもう一点、いま階層に出ておりました相続税の問題なんですけれども、金子先生のほうから、三つの考え方があつたということでございまして、一つは、全部非課税。二つは、二分の一。三つは、一定額を限度とした控除。これは、三つ実は性格が違つておる。一と二というのは、相続税というものの性格に照らした、いわば考え方の問題だと思ふ。三というのは、そこに富の集中を排除するという社会政策的な要請が入る、その限度が三千万なんだ。金子先生は、三千万あればさきやかにというふうな一べんおっしゃつて、いや相当のと言われました。これはことばじりとして言う意味ではなくて、きめようがない金額だと、本来は、きめようがない金額を無理にきめたほうがよいのか、相続という事柄の性格に照らして、全部非課税か、二分の一かという考え方であつて、全部非課税で、あとの富の再分配ということとは累進的な税率で考える、あるいは次の世代に相続財産が渡つたときで考える。実は、本来そういう基本法的な取り扱ひがここでは必要なんではないかという気が実はいたします。その意味で、二分の一も当然それなりの歴史的な根拠があり、全額もまた主張性がある。そこにある限度を設けてということ、相続という中にある限り入れてはいけないんじゃないか、きめようがないわけですから、むしろそれは累進的な課税なり、次の世代に財産が渡つたときに考えればいいんじゃないかという気がいたします。

関連してお伺ひしたいのは、とはいふものの、相続というものは財産権の継承がすべてではなくて、その他もろもろのからまつたものが承継され

たとき、はたして独身者との均衡関係はどうなるのかというふうな問題等がございまして、そういう意味で、妻の座の優遇の問題につきましても、税調の中におきまして今日まで若干の論議が行なわれておる。しかし最終的な結論は得られないのが現状である。そして、相続税について今回改正をお願いするような答申をした。この点につきましても、先ほど申し上げましたように、四十一年度以降改正が行なわれていない。諸般の情勢を見るに、土地価格等々物価の上昇等も勘案して、三千万円程度まで妻の相続について非課税とすることが適当であろうと、そういうことで答申をいたした次第でございます。

○栗林卓司君 一、二点お伺いしたいと思います。所得税のところで、考え方は租税力に即した課税なんだというところから、総合累進という考え方と、一定金額の除外という二つをお示しになりました。最低生活を維持していくこと、これはそのとおりでわかるんですが、租税政策の境界というところについてどんなお考えをお持ちかということなんです。控除ということを含めまして、所得が低ければ何の役にも立たない。しかも、所得が低い層に對して物価調整減税をしてみても、効果は及ばないし、また恒松参考人の御意見のように、将来間接税の比率が高まってくるということになりますと、いわゆる逆進性がそこにももたらされてしまふ。そうなりますと、いろんな社会政策的な面を租税政策に織り込む必要は私は否定はいたしませんけれども、おのずから限界があるんだということも、やはり承知はしておかなければいけない。

近の経済情勢の衰亡といふものゝ急激なる

ここで、税調といたしますと、毎年度の税制改正とも取り組まなければならない。他方においては、長期に税制はどうあるべきかという問題と取り組まなければならない。

そこで、今後の運営のあり方でございます。東畑会長は、むしろもう年々の税制改正等については、政府に一任するのが一つの行き方だと。税調としては、その任期を通じて長期的な観点から税制がどうあるべきかという根本的な問題に取り組むべきだと、こういう考え方を持っておられます。しかし、現実の運営になりますと、なかなかそのようにはまいっております。

先ほど来御議論がありましたように、これから直接税に対する負担感が非常に大きいということとあります。消費税を中心とした間接税、その消費税の中には、当然のこととありますけれども、サービスまで含めてということになります。日本の税制の史上では大変革でございます。そういった大きな問題を控えておりますから、私の個人的な考え方から申しまして、むしろ税調としてはそういった基本的な税制のあり方とまっ正面から取り組むべきじゃないか、それにしても、時間が足りないというのが現実ではないかと、このように考えております。

○野末和彦 恒松先生と金子先生にお伺いしますけれども、先ほど恒松先生のお話の中で、いわゆる税負担の不公平というのを申されました。異なる職業の間での不公平がありまして、給与所得者と農業、あるいは給与所得者と事業所得者の間の不公平、その不公平感なんですけれども、感じとしてはわかるのです。たとえば給与所得者から見れば非常に不公平だと思ふことが多いんですが、しかし、これを客観的に実証するとなると、非常にまたこれがむずかしいということで、私が知りたいのは、異なる職業間不公平があるのかないのか。それを測定する共通のものさしとありますか、その基準というものがあろうのさうか。あるいはそれをどういう基準を置いて不公平感をはかるのが妥当かという、先生方の御意見を

お伺いしたいということなんです。それがなくとも、あくまでもこれは主観的にいえば、どんな職業も不公平感を持つていて、そういうふうな思ふわけですね。

それから二番目は、給与所得者の定額控除が十三万というところになっていますが、これを引き上げるといふ、定額分だけ引き上げるといふ説もあるわけですね。しかも、これの十三万円の妥当性について、先生方はどうお考えになっていらっしゃるのか。

それからもしこれを、給与所得者の控除を改正すべきとするならば、定額の部分と定率の部分と、どちらを優先するのが現状に合っているのか。あるいは同時に改正するのがほんとうか、その辺の御意見を伺いたい。

○参考人(恒松治吉) いまの、先ほど申し上げましたように、その異なる種類の所得の間で、不公平があるかないかというのは、これは明確にはかる基準がないと先ほど申し上げたわけでございます。その点では、いわば税率の問題があるのか、あるいは所得を捕捉する率に、あるいは捕捉する度合いの問題があるのか。言いかえれば、給与所得は一〇〇%捕捉されるけれども、事業所得は五〇%しか捕捉されないとか、農業所得は三〇%しか捕捉されないとかという、そういう私は捕捉率にやはり問題があるんじゃないかというふうに思っております。しかし、その捕捉率が一体どちらがどうで、どの所得がどの程度の捕捉しかされないという点の正確な資料というのは、なかなか得がたいように思います。しかし、そういう捕捉率をそれぞれの所得について、できるだけ一〇〇%捕捉できるように税務行政のあり方をやっぱり検討することは、これからの不公平な負担を緩和するという意味で、非常に重要なことではないかというふうに思っております。

それから第二番目の控除の問題で、定額控除か、定率控除かという問題と同時に、一体控除額が適正であるかどうかというところは、先ほど申し上げたと金子先生からもお話がありましたけれども、

も、そういう控除をしたあとで、どの所得階層から税金がかかるかという、いわゆる課税最低限の水準が実は問題になるだろうと思っております。そういう課税最低限の現在の水準が適正であるかどうかというところは、これも諸外国との比較以外にも、方法はないのですけれども、それとて、それれぞれ国によって経済的なあるいは社会的な事情が違いますが、それも正確には判断できない。したがって、日本の国民所得が年に一〇%も上昇するといまして、その割りで、それと同じ率で私どもの生活水準が引き上げられるのが望ましいということであるならば、そういう前提を置きまして、年々一〇%ずつ課税最低限を引き上げるということも一つの手法ではなからうかというふうに私は考えております。この点はむしろ金子先生の方が詳しいかと思っております。

○参考人(金子宏君) ただいまの御質問非常に実はむずかしい問題でございます。それで捕捉率の点は別として、もしそれぞれが一〇〇%捕捉されていた場合に、所得相互間でどういふふうにするのが公平の要請に合致しているのかという問題、これはそれぞれの所得の種類なり性質なりによって、担税力に相違があるのかという点に關連してくるのであるかと思われまして。そして、所得の種類としては、普通三分法というように、所得の種類としまして、勤労所得、日本では給与所得と呼ばれるものがありますが、それと他方では資産所得、あるいは財産所得と呼ばれるものがあります。それから事業所得のように勤労資産共同所得と呼ばれるようなものがあるわけでございますけれども、それぞれの担税力の相違に応じて、課税も異なっていくというのが、おそらく普通とされている考え方ではないかと思われまして。そしてまあ一般的に言われているところでは、勤労所得は資産所得に比較すると担税力は低い。また資産勤労共同所得は、その中間であるというふうな、抽象論としてはそういうことが言わ

れているのではないかとこのように思われます。そして、わが国の税制が、給与所得の考え方とっておりますのも、一つには、概算経費控除というところに理由があるわけですが、それとあわせて、勤労所得は担税力が低いという考慮によるのではないかと考えられます。シャープ勧告のことはをかりれば、勤労をすることによって、われわれのフィジカルなといいますか、肉体的な減価償却が行なわれていくと、こういうふうな表現をたしか、シャープ勧告ではしていただかと思ひますが、それも一つには、勤労所得というものは、資産所得に比較すると担税力が低いという考え方によるのではないかとこのように思われます。そこで、給与所得控除というものは、一つにはそういう論拠によって存在しているというふうに考えますと、次には、それならば給与所得控除の適正な額というものは、どの程度であるかということになってくるわけでありましょうけれども、これも先ほどの相続税の場合の三千万円が適当であるかどうかという問題と同じ問題でありまして、きめ手というものはどうもないというふうに思われます。しかし、おそらくこの点についても、随時見直しをする必要があるかと思ひますが、それから給与所得控除、勤労所得が担税力が低いということとを配慮するための制度としては、おそらくこの給与所得控除の制度しかないと申しますか、ほかにあるいは考え方としてはあり得るかもしれませんが、現在存在している制度としては、これが最も適切な制度であるというふうに思われます。ただ、この点では絶えず検討することが必要である。ただ、この金額が適当であるのかというところになりますと、これはやはりどうもきめ手を欠くのではないかとこの感じがいたしまして、これもはっきりしたお返事はなかなかしにくいというところになるのではないかとこのように考えます。

○嶋崎均君 時間もありませんので、ごく簡単に一点だけお聞きしたいと思ひます。最近の租税の負担状況というものをみますと、

まず日本の場合、ここ数年一九〇程度で推移している。諸外国のそれと比べてみますと、高いところは英国の四二・数%とか、あるいは低いところのイタリーの二・三・八%というような数字、さらに社会保険料の負担というように、通常の租税負担率が高いというように、日本の場合には非常に租税負担率が高いというように、中心のところにまかなわれている財政の状況というものを、GNPに対する政府支出の割合というものは、日本の場合には四十五年で二二・一%、諸外国でこれが三〇%、先進諸国でそれが三〇%を下回っているところはほとんどない。しかも、その中身を見ますと、日本の場合には財政消費、財政投資、移転支出というように区分けをしてみますと、非常に財政消費の割合というのが小さい、GNPに対して八・三%ぐらいだと思いますが、諸外国で一番低いイタリー、フランスでも一二・三%程度だったと思います。それからその反面、わりあい財政投資のほうは日本はGNPに対して八・四という数字になっておりまして、これは高い数字のところはない。諸外国の場合には、一番高いイギリスの場合でも四・八%というように、反面移転支出になりますと、日本の場合には五・五%程度で、よそのところを調べてみますと、一番低いアメリカで七・八%で、あとは一五%から上という数字になっております。そういう状態をいろいろ考えてみますと、今後の租税政策を考えると、財政の姿というんですか、歳出面を離れて租税政策の問題は議論ができないような状態になってきておるんではないか。御承知のように、四十七年度の場合でも、もう公債は目一ぱい、建設公債というワケで考えるならば目一ぱい発行している。今後、たとえば間々議論のありますところの年度内減税をやるということになれば、租税の収入においてよほどの自然増収がない限りにおいては、赤字公債を発行して減税をするということになる。先ほど恒松先生からのお話にもありましたように、どうもいま

国民の選択がどこにあるかということの問題でございまして、戦後二十五年間個人の消費というものは非常に豊かになってきて、それをまかなう生産は、御存じのような国際収支の状況でわかるような、非常に供給過剰な状態になってきておる。そういう中で、今後の大きな経済の流れというものを考えて、租税政策というものを議論していかなくならない非常に重大な場所に来ておる。結論的に言いますと、私はどちらかというと、恒松先生のおっしゃられた御意見、どちらかというと現在の段階で減税よりは、財政支出によって社会資本の充実なり、あるいは社会資本の充実がかりに公債において行なわれるということになれば、思い切った社会福祉の充実ということになれば、分がおさまらないというか、中途はんばな税制改正あるいは財政の転換では、すっきりした、何というか財政についての国民のコンセンサスというものがあるか。そういう観点から、私これは御要望になるかと思いますが、それぞれ皆さん税制調査会の有力なメンバーの方でございまして、いま私がごく抽象的に申し上げたような数字から見ても、今後の税制改正をやっていく基本的な方向というのは、どうもいままでは税制調査会というの、減税ばかりやっておれば、大体日本の高い成長というんです、高度成長政策に奉仕をするという意味で非常に間違いないのかもしれないけれども、やっぱ大きな転換期にある税制のあり方というかについて、ごく端的なお考えでございまして、御意見を承りたい。ほんの一言ずつでございまして、どうもありがとうございます。

○参考人(金子宏君) 私、経済学ないしは財政経済学の専門家ではございませんので、そういう点については非常に心もなないわけでございますけれども、まあ確かに私もふだんは気がつきませんけれども、いろいろ公共サービスの恩恵をたいへん受けているわけでございます。それから、それに対して税を負担する、これはまあ当然のことと言え当然のことでございます。そういう意味では、おそらく公共サービスへ向けるべき資金というものを国家が十分に持たなければならぬ。そうしてそれは主として租税によってまかなわれるというところは、たまたまあり得ると思うわけです。その場合に、たまたま税負担が公平に配分されるというように考慮が必要でございまして、所得税についてみれば減税というものは、そのおりに触れて必要であるというように、まあ減税を一方では必要に応じて、他方では公共サービスに向けるべき資金を十分確保していくためには財政政策としてどのようなものがあるのかというふうな観点から見るのが適当なのではないかと考えております。

○参考人(恒松治君) 先ほどGNP、国民総生産の中で、政府の投資支出がかなり日本の場合には大きいという御指摘がございました。私、それと政府の投資支出が大きいというところは、一体日本人として誇っていいのかどうか、そこら辺は、最近そうした政府の投資支出がかなり大きな幅で伸びており、また財政支出の中でもそのウエートが高まっておりますというところ、そのことは、いままでいかに日本における社会資本の蓄積が少なかったかというところを裏返して言えば物語っているわけでございます。そういうことから申しますと、われわれの国民総生産物の中のかなりの部分をやはりこれからは公共投資といえますか、社会資本の充実の上に注ぎ込んでいかねばならぬ。それをするにによって経済の安定化が得られるというふうには考えております。先ほどおっしゃいましたように、そうした歳出面を当然考えて租税政策を実施しなければならぬと思っております。それと同時に、私どもが、納税者が租税の負担感が重いというところの一つには、一体そういう行政なり、あるいは社会資本の充実というのが効果的に、あるいは効率的に行なわれているかどうかというところに対する非常に不信感が国民の中にあるんではないかと思っております。これだけ税金とてやとこれだけの道路しかできないじゃないかというふうな、そういう不信感が私どもの負担感をいやが上にも重くしているのではないかと思っています。そういう点を効果的あるいは能率的な行政運営の中で社会資本の充実をされたいと、私どもの負担感、たとえばある程度の減税が行なわれなくても、重い負担感という感じは除くことができないんじゃないか、こういうふう

しては基本税制、こういうものについての検討が第一というふうに考える。いままでの運営で考えますと、非常に国民が見ますと、税制調査会というのはどうもあまり政府と癒着しているんじゃないだろうかという節が端的に言って多過ぎるんじゃないか、こういう考えを持つんです。そういう運営の問題についても少し主体性を持つてはどうかという考えを持つんです。そういう考えについてひとつ。

もう一つは、基本税制のあり方についてですが、従来の審議を通じて、私は大体政府の考えというのは出たと思うんですね。いまおっしゃられたように高負担高福祉、しかしこの高福祉は全く低福祉な面で、四十七年度予算全体考えてみて、これは明らかなんです。幾ら社会資本の充実、発想の転換と言っていますけれども、四十七年度の予算は依然として、これは従来のパターンで産業優先、高度経済成長政策、これを踏襲していくという考え、税制についても私は同じだと思ふ。そして負担面ではより増大をしていく。たとえばさっきさうと、具体的には恒松先生もおっしゃられておりませんが、物品税等の洗い直しじゃなくて、いわば新税の導入というか、大体付加価値税を考えているのだらうと思うのですが、そういう面です。自動車重量税、これは設定をされた。今回はこの航空燃料税が設定をされた。今後どうもこの付加価値税がフランス方式かどうかかわかりませんが、そういうものが導入されていく。あるいはギャンブル税の創設等も考えられておるといふようなことになる、国民に対してはいろいろな目的税を創設をして、税法違反をやっている、そうして高負担だけは合意をするけれども、どうも福祉のほうになると一貫して予算にはあらわれぬという状況です。だからほんとうに歳入構造の面から発想の転換というものは、いままで出てきたような、そういう私たちが危惧をするような、こういうものではないだろうか。この面を私は時間もありませんから、端的にひとつお三人の先生から

見解を述べていただきたいと思います。

○参考人(金子宏君) 簡単に申し上げます。税調のあり方についての御質問が第一でございます。またしたけれども、先ほど福良先生からお話があったように、先ほど福良先生からお話があったように、線なのではないかというふうに考えております。つまり基本税制を時間をかけて検討するということ、これは非常に長期的に見ると、非常に必要なことではないかというふうに思っています。非常に興味深く福良先生の御発言を伺っていたわけでございます。

それからその二番目は、高福祉高負担という考え方に関連してでございますけれども、これはまあ今後公共サービスをどんどん拡充していくということになりますと、高負担というのをおそらくどうしても、ある程度避けられないのではないかと、先ほど申しましたように、私、財政学者でない経済学者じゃないものから、御満足のいくような御返事はできないかと思ひますが、なるべく有効に支出が使われるということ、それからもう一つは、歳入面では税負担の公平というものがなるべく維持される。こういう基本的な要請というのは存在している、こういうふうに考えます。

非常に簡単にございすけれども、その程度で……

○参考人(恒松治君) 税調のあり方につきましては、私、先ほど福良先生も、いま金子先生もおっしゃったように、基本的な税制に取り組むべきだといふふうに思っております。いま戸田先生は、主体性を持って、こういうふうにおっしゃいましたけれども、私、実はこの前の長期税制の答申に参画をいたしました、専門委員として参加したのでございすけれども、そのときの経験から申しますと、少なくとも長期税制のあり方についての答申におきましては、私は、税調はかなり主体性を持っていただくと私は思っております。よくいろいろな審議会が政府の隠れみのになるのだといふような御批判もございすけれども、少なくとも

も長期税制のあり方についての答申の場合には、税調は、私も基本問題小委員会は少なくとも主体性を持って取り組んだといふふうに思っております。

それからあとの高負担高福祉でございすけれども、高負担になっておるけれども、低福祉ではないかという御指摘、あるいは私もそうかと思ひます。しかし、それは現在の水準が確かに福祉水準が低いということであつて、ただこれを高めていきます場合には、やはり高負担が必要である。それはたとえば公債を発行して、その財源を捻出するにいたしても、それは将来の国民の負担になるという点ではやはり高負担になりますから、現在低福祉であるからといって、高福祉高負担にはならないじゃないかというお説は、ちよつとこれからそれを高めていくわけですから、そのためにやはり負担はふえるのはやむを得ない、こういうふうに、私も考えております。

○参考人(福良俊之君) 税調の運営のしかたについては、外部からいろいろ御批判があるかと思ひます。そういう意味で政府に應着し過ぎているじゃないかという御批判は、御批判として承つてまいりたいと思ひます。しかし自主性がどうかという点になりますと、税調の今日までの姿とすれば、かなり自主性を持って行動しておると思ひます。たとえば今度新しく社会保険医療につきまして、診療報酬の特別委員会を設ける。これなどはまさにそのことだと思ひます。いままで何回となつて税調として答申をしておりますけれども、この法律に関する限り、期限の定めのないという特別措置でございす。今日まで八回にわたつて答申をしておりますけれども、その答申が政府によって採択されていない。そこで、それならば、税調は独自の立場からこの問題について建議をいたしましよというのを考えて、幸いにして国会におきましても衆参両院の大蔵委員会それぞれ附帯決議を特別措置法の改廃につきましてこの場合につけてくださいます、大いに税調を激励してくださっておりますが、今後とも税調としては、

私の力の及ぶところでないかもしれませんが、私も、まあ主体性をもって運営をしていくと、そして先ほど申し上げましたように、当面の税制改正というよりも、力点はやはり長期の税制のあり方という面に真剣に取り組んでいきたい、かように考えております。

○理事(柴田榮君) 参考人の方々に申し上げます。

本日はたいへん長時間にわたつて貴重な参考意見を拝聴いたしました。まことにありがとうございます。ただいまお述べをいただきました御意見は、三案の審議を通して、十分に役立ててまいりたいと思ひます。ほんとうにありがとうございます。

午後、一時三十分から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時四十二分休憩

午後一時五十分開会

(理事柴田榮君委員長に就く)

○理事(柴田榮君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

租税及び金融に関する調査を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○竹田四郎君 まず最初に、関税局長にお伺いしたいと思ひますが、東京税関の寮が、品川、越中島、世田谷に独身寮があるということですが、この寮の寮生の数、それから管理人はどういう資格の人を管理人にして置いているのか、この点ちよつと御説明いただきたい。

○政府委員(赤羽桂君) ただいまいわゆる独身寮、あるいは世帯寮もございすと思ひますが、そういったところの管理人の資格のお尋ねかと存じますが、これは全国もろろんこれ一律でやっておりますところでございます。大体各税関の、東京でございますれば、総務部厚生課において所管をしております。そこで社会のいわゆる常識で言っている寮管理人の資格は、厚生課所屬の公務員でございす。

○竹田四郎君 まあ、公務員であることは当然でありましょう。どのくらいの資格の、どのくらいの役職というんですか、たとえば課長の人とか、何等級とか、そういうことは。

○政府委員(赤羽桂君) それぞれ必ずしも全部一律ではございませんが、大体係長クラスと、かようにお考えいただければけっこうかと存じます。

○竹田四郎君 係長クラスというのは、その等級号俸はどのくらいになるわけですか。

○政府委員(赤羽桂君) 大体五等級ないし六等級ぐらいに相なるかと思ひます。

○竹田四郎君 たとえば越中島の寮ですね、これは八十名ぐらいの独身者がおるんですが、これは四等級の総括管理官というのですか、この人が専従でいるんですね。これは最近配置がえしたのですか。やはりその人が同じように、四等級の人が専従でいるわけですか。

○政府委員(赤羽桂君) 越中島の寮にかなる寮管理人がおるかというのは、私いまちょっと承知しておりませんので、至急東京税関のほうに問い合わせて御答弁申し上げます。

○竹田四郎君 それじゃ、それは御返事がきてからひとつ質問をしたいと思うのですが、五等級の係長クラスというものを置いているんだという話ですが、この前、実は税関の研修所を見せていただきまして、あそこからの類推がいかに悪いか、これはまたいろいろ議論があるところだろうと思うんですが、どういふふうな形でその寮生を指導なさっておるのか。たとえばこの前の研修所の場合でも、二、三ヶ月は指導官がついて集団外出をするとかいふような形でおやりになっているように思いますが、ここへ入る人は一応研修所なんかも出てきておられる人でありましょうけれども、そういう点ではどういふふうな指導をなさっておりますか。

○政府委員(赤羽桂君) 先生まさに御指摘のとおり、研修所との連想で誤解をいただと困ると思うのですが、これは、たてまえとしてはもちろん

全然別でございまして、研修所であれこれ入ったとした公務員でございまして、しかも、これは入っておる——独身寮とこう言っておりますけれども、これは国家公務員の宿舎法に基づくところの宿舎でございまして、そこに入っておりますのは、所帯持ちであらうが、独身者であらうが、これはそれがためにいろいろと差別をするというふうなことは考へておらないわけでございますけれども、現実の問題といたしまして、やはり若干研修所と同じような独身寮であるということのために、研修所と若干同じような事実が具体的に起きてくるかと存じますけれども、たとえば一番端的な例は、病人でございまして、こういふもののケアは、まさにいまの寮管理人とというのは、寮監ともいふべきものと存じますけれども、そういうものでもございまして、ときに小づかいの不足を貸してやることもあるというふうなことをやっております。

○竹田四郎君 それじゃ、それはあとでまたお尋ねをすることにいたします。ちょっと人事院のほうにお聞きしたいと思うのですが、公務員の任用の昇任ですね、採用でなくて昇任のほう。これは法律によるといふところなんですけれども、私は法律によりよくわからないのですけれども、読んでも、なかなか法律が実施されている面もあるし、法律の実施を予定して書いてある条文もあるし、具体的には昇任制度といふのはどういふふうな仕組みでございまして、

○政府委員(岡田勝二君) ただいま御指摘のありましたように、公務員法がそのままだと動いておらない面がございまして、それから任命に關します八一二という規則がなまに動いてない面がございまして、非常にわかりにくいことは御指摘のとおりでございます。現実には昇任は、いわゆる本省庁課長クラス以上につきましては、人事院の選考を経て各任命権者が発令する。それから下の官職につきましては、それぞれの任命権者が自分の手元で選考して昇任をさせる、こういう仕組みになっております。

○竹田四郎君 税関の場合には任命権者というのは具体的にだれになっているわけですか。まあ一番上はおそらく大蔵大臣になるでしょうけれども、大蔵大臣の委任を受けてやっているといるところになるでしょうが、税関の場合は、具体的にだれが任命権者の委任を受けてそれをやるのですか。

○政府委員(赤羽桂君) 各税関長、各部長は大蔵大臣です。それ以下の者は税関長でございまして。

○竹田四郎君 そうすると、税関長が各税関でそれぞれ昇任試験というのをやられて、そしてその中で選ぶのですか。それともその辺は人事院としてはどういふふうな——法文を読みますと、昇任試験をやるといふことになっているのですが、これは実際昇任試験というのはいっているんですが、採用試験というのとは聞いておるんですが、昇任試験というのとは私はあんまり聞いておりませんけれども、その辺は具体的に人事院としてはどういふふうなやり方をやられておるんですか。法文上は昇任試験をやられて、競争試験で、それに受かった者の中から順次定数に基づいてやっているといるというふうな承知しているのですけれども、具体的にどうなっておりますか。

○政府委員(岡田勝二君) 一応公務員法のためえからいいますと、昇任試験をやられ、昇任試験をやるにふさわしくないポストにつきましては選考でということが、一応公務員法上書いてございまして、現在それに基づきまして、先ほど申しました規則がございまして、それも全面的に動くに至っていない。現段階では正規の昇任試験というものはどこでも行なわれておりません。で、若干の省庁におきまして、俗に昇任試験といつてやっておるところがございまして、これは法律規則に照らして申し上げますが、選考の一種でございまして、選考の手段としてそういう試験的なやり方をやるということとは十分認められておるところでございまして、一応外見上昇任試験らしく見えますが、厳密に法律的に申せば、これもいわば高度の選考とでも申しますか、選考の一種であるわけでは

います。そういうことでございまして、正規の昇任試験というものは、現在国家公務員部内では行なわれておりません。すべて選考によっておるというのが実情でございまして。

○竹田四郎君 そうすると、もうほとんど任命権者の、あるいはその委託を受けた、委任を受けた人たちが選考をやるということになるのですか、まあ国家公務員のそういう機関というものは非常にたくさんあることだろうと思うのです。人事院としては、そういう選考の場合に昇任試験はないということになりますと、具体的にそれ何か一つの基準といふものですか、こういうものが無いと、任命権者——人事院に届け出られている委任を受けた者ですね、こういう者は何名いるか知りませんが、相当な数に及ぶんじゃないだろうか。その人たちは顔、形が違つて同じように、もの考え方、あるいは判断の基準といふようなものも必ずしも同一だとは思えないわけですし、またそういう選考の対象になる方々、職員ですね、こういう人たちがたいへん多くの職種、ほとんど全職種にわたるといふていいほどの多い職種であらうと思ひます。そういういたしますと、何かひとつ基準といふようなものがないと、なかなか公平にいきにくいんじゃないかという感じがします。選考の基準といふようなもの、具体的に人事院ではどのようにおきめになつていらつしやいますか。

○政府委員(岡田勝二君) 先ほど申しました本省庁課長級以上の者につきましては、人事院でもって基準を持ってそれに照らして処理いたしておるわけでございますが、その他の官職は、いまお話しの数多くの任命権者が選考をやるわけです。その場合の基準につきましては、その任命権者でもって、その機関でもって基準をつくつてやるようにといういま仕組みになつておるわけでございます。人事院で画一的な基準ということになりますと、非常に数多くの省庁、しかも、その中は職種は非常に数多くございまして、なかなかその画一的な基準といふものは実際上むずかしい

という面がありますし、一応従前のそういった昇任についてやってこられた実績もあったわけでございますから、任命権者のほうに基準についてはおまかせをしておる、こういう状況になっております。

○竹田四郎君 いろいろな各機関が基準をつくった場合には、人事院のほうにこういう基準でやりましたという形で届け出るとか、あるいは人事院としてそういう基準について通報を受ける、そういうことも一切ないわけですか。

○政府委員(岡田勝二君) 基準をつくりました場合に、その基準を人事院に届け出るといふような定めはいたしてありません。ただ私も、毎年全庁の各機関抽出いたしまして、任用の監査ということをいたしておりますので、その機会にこういった基準の有無、あればその内容いかんというようなことは調べて手元に持っておるわけでございます。

○竹田四郎君 そうしますと、そうして出てきたものに対して、人事院としては別にその報告を受けるだけで、極端におかしいというものを以外については、別にその基準についてとかやく評価して、これはまずいぞとか、これを直せというようなことはいままでありませんか、ありませんでしたか。

○政府委員(岡田勝二君) 各省庁の機関に参りまして見せていただきまして、いまお話しのようなたいへん不ふあいなものもありますれば、そのときに行政した者が指摘するなり、あるいは持ち帰って私ども本院の内部で検討するなりいたしますが、私の記憶しておる限りでは、その基準につきまして特におかしいものがあつたというふうな報告を受けたことはございません。

○竹田四郎君 人事院の規則というのですか、あるいは給与関係、国家公務員法関係、こういういろいろなものを読みますと、公務員の給与というのは、大体職階制を前提にして当初きめられたように思ふんです。そういう職階制というのは現実にはできていないようなんですけれども、職務に

合った給与というものは、これはどう判断をされておるんですか。その辺ちょっとお聞きしたいと思ふんです。

○政府委員(尾崎朝夷君) 給与の問題でございますから私のほうからお答えをいたします。

現在国家公務員法に書いてございますいわゆる職階制、官職を分類するという意味での別に職階法というのがございますけれども、その職階法に基づいた官職の分類というのは現在行なわれておりません。しかしながら、国家公務員法にもございますように、そういう趣旨はなるべく早く達成されなければならぬということでございます。現在別途一般職給与法というのを定められておまして、これにはやはりそういう趣旨で、職員職務の等級という概念がございますけれども、その職員の職務の等級につきましては、各グレードが、等級がございます。その等級につきましましては、その標準的な官職というものはどういう等級に入るか、どういう等級にどのような標準的な職務があるかという一覧表を規則で定めております。

そうして、各省庁のそれぞれの官職につきましましては、すべてそういう職名ごとに、何等級が幾つという等級別定数というものを予算上定めておるわけでございます。そうしまして、したがいまして、そういう各省庁における職務を全部一応格づけをするという作業が行なわれておるわけです。そうして一方におきまして、職員をこれに当てはめた場合に、その職員については、その職員の資格というものが別途ございますので、その職員がどの等級につきましますためには、その職員がどの資格を持っていなければならない、その資格は学歴別、経験年数、それからあるいは下の等級に何年おったか、下の等級の在級年数といったものを、つまり経験年数と下の等級の在級年数、この両方によりまして職員の資格というものを定めておられます。一方において職務、一方において職員の資格というもので当てはまるところに、職員の職務を格づけするという方法で、現在給与法の等級づけというのをやっております。

○竹田四郎君 どうも私は役人の給料をもらったことはないので非常にわかりにくいのですが、どうもいろいろを讀んだだけではわからぬです。昇任というのと給与の関係ですね。これは一体どういう関係にあるのでしょうか、それがよくわからないのです。

○政府委員(岡田勝二君) 昇任と昇格の関係でございますが、昇格と申しますのは、いま給与局長が申されましたように、六等級から五等級、五等級から四等級というふうにグレードが上がる、これが昇格でございます。

昇任と申しますのは、いま申しました昇格も昇任の一種として扱っております。ですから、五から四へ上がるのも昇任として扱っております。そのほか係長から課長補佐に上がる、課長補佐から課長に上がる、これも昇任でございます。それから非常に少ない例でございますが、検査官なんかは、二級検査官から一級の検査官になるというのも昇任として扱っておりますというふうな状況でございます。

でございますから、もう一度申しますれば、昇格は昇任の一形態であるわけで、昇格だけが昇任であるわけではございません。そういうことになっております。

○竹田四郎君 いまの御説明でも、私はどうもダブっているようなところがありましてよくわからぬのですが、昇格も昇任の一つであるけれども、何かお話を、全部カバーしているような関係ではないようなお話でしたが、昇任のほうは、その昇格のほうをカバーしているのですか、これもしないというわけですか。

○政府委員(岡田勝二君) 昇格は昇任の一種類であるわけでございますから、昇任は昇格をカバーしているわけでございます。

それといたしまして局長が申し上げましたように、大体係長は――先ほど委員からお話がありましたように、何等級から何等級あるいは補佐は何等級から何等級というふうなことがございますので、ポスト上の昇任をいたしますと、昇格を伴う場合も比較的多いわけでございます。まれにはいわゆるポストのほうの昇任をしなくても、給与のほうの四等級から三等級へという昇格が行なわれることもございます。そういうものも含めて広く昇任という扱いをしておるわけでございます。

○竹田四郎君 関税局長にお伺いするのですが、先ほど人事院のほうで、選考の基準というのは各機関でつくっている、こういう話なんです。税関の場合は、さっき言った任命権者は税関長だ、こういう話まで私わかりました。その選考の基準というのは、やはり各税関長にその基準というのは一任しているのですか。それとも税関長に、実際の具体的な、だれだれは上げるとか、だれだれは上げないとか、こういう個人別なものはおそらくそれは税関長になると思うのです。基準というのは税関局でおつくりになっていくのですか。

○政府委員(金羽桂君) 税関にございまして職員の昇任あるいは昇格、特別昇給等の問題につきましまして基準があるかというお話でございますが、ただいま人事院のほうからも御答申申し上げましたように、国公法の三十三条一項あるいはそれを引いておられますところの三十七条の二項、あるいはまた人事院規則八一二の四十五条でございますが、これはまだ職階制を前提としてございませぬ。まだ発効はしていないようでございませぬ。そういった規定の精神をくんでやっておりますことでございます。また、あるいは九十条といたつたような規定がございますが、そういったものに基づいて昇任、昇格が行なわれているわけでございませぬ。具体的にそういう基準があるかと、そういったもののほかに別に何かつづつておるのかと、こういうことでございませぬ。別にはほかにこれよりさらにブレイクダウンしてこまかいものをつくつておるといふことはございませぬ。これにのつとてやっております。

しこうして、ただいま申し上げましたような国公法あるいは人事院規則は、大体何が書いてあるかと申しますと、要するに職員の「受験成績、勤

ては、国家公務員法は、六十三条に、職員との給与は、法律により定められる給与準則に基づいてなす、という形で一応書いてございまして、そして一般職の給与法の七条に、内閣総理大臣、各省大臣云々は、人事院の定めるところに従い、それぞれその所属の職員が、その毎月の俸給の支給を受けるよう、この法律を適用しなければならない、という形で決定しております。

○戸田菊雄君　国家公務員法の第四条はどういう關係を持ちますか。

○政府委員（尾崎朝夷君）　四条でございますか。

○戸田菊雄君　はい。給与に関する法律、一般職の職員の。

○政府委員（尾崎朝夷君）　四条は、給与の中にいろいろ種類がございますが、その中でつまり、本俸と手当といったようないろいろ種類がございます。

の俸給というものが、どういうたてでまゐで決定されるべきかという趣旨で書かれたものでございませう。

○戸田菊雄君　一般職の職員の給与に関する法律の第四条というものは、俸給決定の原則じゃないのですか。それを踏まえて、いま局長が指摘をされるように、一つは、この六十三条、一つは第七條、それから一つは、第六條の各公務員職員のそれぞれの、たとえば、国税庁とか税務署関係のものであれば、六條の二項ですね、それぞれ引き継がれている、こういうことになるんじゃないですか。だから一般職の法律の、給与の根源は、第四條、これを土台にしてそれぞれいくんじゃないのですか。どうなんですか、その法律解釈は。

○政府委員(尾崎朝夷君)　私どもはそう解釈してございませんで、第四條というのは、基本給でございませんで、第四條というのはいま、基本的な俸給の評価原則と申しますか、つまり、どのだけの金額水準を受けるかという場合の、金額の評価原則というふうに私どもは理解をいたして

あります。手当はそれぞれという性質のものであるか、本俸はどういう性質のものであるという意味合いで、四条はそういう評価原則をきめたところ

いうふうには理解しておりまして、各職員の決定というものは、また別の条項にきまつておるといふふうに理解しております。

○戸田菊雄君　しかし、第四条は読んでみればわかるように、こういうことでしよう。各職員の仕事ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ勤労の強度、勤務時間、勤労環境などが一定の評価みだいになっているんじゃないでしようか。だから、そうだとすれば、いま竹田委員が森谷審議官に質問したように、これは当然この税関のいまの職階給与の中において、こういうものの評価を土台にして、それぞれの俸給というものには相対的にきめられている、こういう順序を踏むんじゃないでしようか。ですから、各等級の職種なり、そういうものは、この土台の評価の上に立って、それぞれ基準というものをつくられていく、だから、基準がないということは、これは了解できないんです。単に勤続年数とか、学歴とか、先任順位とか、そういうことだけを考慮に入れるわけじゃないですから、やっぱり相対的な評価があって、この職務は何等級、この職務は何等級、最終的にきまっていくわけでしょう。そういうものが具体的に実行されるときに、六十三条なり、あるいは七条なり、六条ということを総合的に勘案されて最終的にきまっていく、こういう理解は誤りなんですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 私どもは、この四条につきましては、たとえば、各俸給表がございますけれども、警察官に適用される公安職の第(一)表とか、海上保安庁の職員、海上保安官に適用される第(二)表とかあるいは船員、海事職員に適用される海事職の俸給表、いろいろ国家公務員に職務がございまして、したがいまして、そういういろいろな職務についての本俸を評価する場合に、それぞれの職務の複雑、困難性、責任の度合い、そうして、たとえば海事職員が勤務時間が五十六時間でございまして、警察官は四十八時間ないし五十一時間でございまして、あるいは普通の一般職員は四十八時間でございます。あるいは普通の一般職員は四十八時間

十四時間であるというふうなことで、勤務時間の度合いをここで見るといったふうなことで、各国家公務員におきますいろいろな職種間、あるいは等級間におきます、特に職種間についての評価というものを、ここで原則を定めたというふうに理解をいたしておるわけでございます。

○戸田菊雄君　だから、そういうものから出発していると思うんですが、いま竹田委員の質問に対して森谷審議官言ったように、そういう基準はない。そういう科学的に正当なあるいは評価において誤りのないようなそういう一つの、採用を進めるとすれば、当然私は一定の基準があつてけっこうだろうと思います、それが望ましいんじゃないか、その点はどう理解しますか。

○政府委員(尾崎朝夷君) この給与のほうの関係は、先ほど申し上げましたように、当面の税関の場合には、行政職俸給表の適用でございします。その中で、行政職俸給表の(一)の各等級については、どういう税関の各ポストが、どういう等級に格づけられるかという点が一つきめてございします。一方において職員資格という点で、どういう資格があれば何等級になれるという資格を別途定めているわけでございますけれども、そういうことで、等級をきめていくわけでございますが、いま問題になつてゐるのを伺っておりますと、税関の審議官以下がおっしゃいますのは、個々の職員について、下の等級から上の等級に選抜する場合の、その基準という話ではないかというふうに思ひますので、そういう場合には、その職員の勤務成績とか、あるいは上の等級に適格かどうか、そういったような非常に個々的な問題の基準ということになつてくるのではなからうかというふうに、いま伺つておたところでございます。

○戸田菊雄君 関連ですから、あまり長く質問いたしません、だから、そういうものが、たとへば昇職にせよ、昇任にせよ、昇格にせよ、昇給にせよ、一定のやっぱり科学的な基準を持って、妥当なものによって人事をやっていくのが妥当じゃないですか、それが一番納得がいくんじゃないで

しょうか、それが単に、そういうものではなくて、何を一体土台にして昇任、昇格をしていくのか、その基準がないと言うから、いま竹田委員のあれで理解しましたから、それはやはり正當な科学的な資料を持って、やはり公平な人事運用というものをやる意味からいっても、当然そうあるべきじゃないか、この見解をどうだと聞いておるんです。関連ですから、これで終わりますが、端的に聞いておるんです、あつたほうがいいのか、ないほうがいいのか。

○政府委員(尾崎朝夷君)　そういう選抜の基準というものは、私のほうの実は担当じゃないんでございませうけれども、給与の担当ではないわけでございませう。そういう選抜の關係で、上の任用をすべるといふ意味合いで、任用局長のほうの担当でございませうけれども、せっかく私へのお話でございませうから、私の私見としましては、やはり下の等級から上の等級に選抜する場合には、勤務成績が良好でなければならぬということとは、一般論としてそういう規定がございませう。それ以外につきましては、やはり個々の官職、上のそのつける官職の性質がどうかといったようなことが、非常に重要な要因になると思ひますので、それを各すべてについて統一的な基準というのは、どうしても抽象的な基準にならざるを得ないじゃないかという感じが私はいたします。

○戸田菊雄君 大体基準をつくるにしても、そんなに多いものじゃないんだと思うんですよ、基本ができて、その上に立って昇任、昇格、昇給をやっていくんですから、そういうことからすれば、三つか四つの基準例を持っていれば、私は済むことだと思うんですね。それを単に職制の裁量に一切ゆだねるということだと、公平な人事というの私は私ではないと思うんです。昇任、昇給、昇格、数えてみたってこのくらいです。そのくらいのもので対して適切な行政というのはどうやりますよと、これいまいち人事運営として大事なところじゃないですか、不平不満というのはそこから出るんですから。だから、当然そういうも

のは確信を持って昇任、昇格をさせるときにはこの基準でいきます、ガラス張りで、それに該当する者は昇格させましょう、昇給させましょう、昇任させましょう、こういうことでいいたら、人事運営というものはきわめて公平にできるじゃないですか。そういう指導をいままでやっているはずだと思ふんですが、どうなんですか、端的に答えてください。

○政府委員(岡田勝二君) 先ほど私ちよとて申し上げましたが、現在の昇任——昇格でないほうの昇任と申しますか、ポストが上がるほうの、係長からたとえば課長補佐、課長補佐から課長になるというふうな場合、多くの場合給与上の昇格を伴うわけでございます。で、給与上の問題になりますと、現在給与法に基づきまして、人事院規則九—八という中に、先ほど給与局長が申しましたのが、標準職務表というものがありますし、また、昇格するにつきましては資格基準表というふうなものがありまして、かなりそういう意味での基準はあるわけでございます。で、ポストを上げる場合にも、多くの場合給与の額が上がるということになります。そういうことを実体的には頭に置きつつ、さて具体的にどの玉を選んで上げるかという、その作業がいわば残る、こういう感じでございます。そういうしませんが、給与のほうの、昇格の基準にはまらぬようなのをかりにポストを上げてみしても、給与は据え置かざるを得ないということになるのも、これはたいへん職員のこと、方々へ気の毒な面がございますので、そういうことを十分頭に置いて、具体的な玉の選抜にあつて甲君か乙君かという、いわば作業をされるわけですということになりますと、これはそれぞれの省庁、各機関の職員の学歴構成なり、年齢構成なり、そういうものが、よく言われますように、中ぶくれであるとか、ちようちんであるとか言いますように、いろいろな形が変わっておりますので、なかなかその辺の基準を一律につくりにくいし、また申ぶくれなり、ちようちんなりは年数が

移るにつれまして、ちょうちんの形が変わつてくるといふふなことで、なかなか固定的な基準もつくりにくいということで、具体的な玉の選抜ということになりまして、そのケースケースにおける判断でやりになっているんだらうと、このように考えております。

○竹田四郎君 どうもそういう同じ税関の中で示せる基準がないということは、たいへん私問題であらうと思ひますが、人事院にお聞きするんですが、この職員団体、要するに労働組合とか、従業員組合という職員団体がばくはああると思うんですが、職員団体が違うということによって差別をする、昇任、昇格に差別をする、あるいは特別昇給ですか、こういうものに差別をするというのは、これは公務員法で認められているんですか、認められていないんですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 職員団体の構成員であることを理由にいたしまして、不利益な取り扱いをしないということは、国公法の百八条の七で保障をしておるところでございまして、差別をしないことは当然であるというふうに考えます。

○竹田四郎君 具体的な例をあげてみたいと思うんですが、これは横浜税関における昭和二十六年度の採用者、旧高卒の資格であります。で、税関関係の組合というのは、昭和三十八年ですか、このころに組合が二つに分かれた。これで見えてきますと、昭和三十八年当時——二十六年採用者の今日在籍している者二十四名中見えてまいりますと、その昭和三十八年当時は、六等級の六号俸が一歩多い、ほとんどです。まあ中には七等級の九号という人もありますが、あるいは六等級の七号という人も一人ありますが、まあほとんど六等級の六号ということでございます。これはその中で二十名が、何というんですか、まあ第二組合とい

いますか、四名が第一組合であるわけです。その人たちが昭和四十六年の見ますと、第二組合の人たちは、これは全部四等級あるいは五等級ということになっているわけです。それから他の四名というのはこれは相変わらず六等級ということ

の、一人が主任になっておりますが、あとは平の職員であります。それからこの中で一人は、昭和四十四年に第一組合から第二組合に移ったたんに、五等級になって特別昇給を受けておるといふことであります。で、特別昇給を見まして、これはほとんど第二組合といふんですか、そういうところに集中をしているという実態であります。これはひとつ表を差し上げてもけっこうでございますから。これを見ますと、職員団体によって非常に差別をされているということがこれによつてもわかります。

それから同じ横浜税関の三十二年度の採用の特昇給の実態を見ても、昭和三十八年以降に降において、第一組合に所属している者は一人も特昇はございせん。特昇の数が十六あります。三十七年の特昇については——第一組合に一人ありますが、三十八年以降は降はない、この人数は十七人中であります。

それから三十三年度、この人たちの十四名でございまして、第一組合七名、これには三十七年度に一人特昇があつてあとはいは、特昇の数は九つあるわけでありまして、これもない。三十四年度見まして同じであります。人数がふえているだけです。

それから神戸税関を見ても、これも特別昇給の実態は、ほとんど第一組合のほうにはない、こういうふうにいえると思ひます。これも表がありますから、あとでござんたいだきたい。東京税関においてもこれは全く同じであります。第二組合員の、女性を除いて、二十六年前後に入つた人たちが三十八年四月当時は六等級の六号俸が中心であります。一部に七等級の七号俸がありますが、これも現在は第二組合に入っている人は、女性の三名を除いて、あと全部四等級、五等級といふことであります。第一組合に入っている人は全部六等級といふわけで、ここにも相当な差別があるんじゃないか。一人くらいまじつてい

れば、私も言えないのですが、一人も入っていないからよけい言えるのですが、組合によつて

だけ差別がある。

それから大阪税関、ここにおいても二十三年に入つた人を見ますと、第二組合の人は、女性二人と特別な一人を除いて、あとは五等級、四等級に入つている人が二十六名。第一組合の人は相変わらず六等級の十四号俸という方が一人、二十四年を見まして、これは同じであります。それから、ちよつと変わったところでは、二十六年を見ますと、第二組合のほうで六等級に入っている人は四名、五等級へ入つた人が六十七名、それに対して一組のほうは相変わらず六等級が八名で五等級になった者なし。二十七年、二十八年、これ同じであります。

それから函館税関、ここにおいても、一人が五等級に入つておりますが、この人は在職年数二十六年で四十七歳という人が一人でありまして、あとはほかの人が四等級、五等級になっているわけでありまして、六等級、こういうことであります。

まあ、大きな税関というのは大体これだけ見れば見当がつくと思うのですが、そうしますと、私はどうしてこれを税関に見て、職員団体によつて、三十八年以降大きな差別がここに出ているというふうには私は思ひます。もしこの資料が間違つていたら、これは間違つていからというふうにおつしやうていただきたいと思ひますが、ひとつ見てください。どうですか、それをござんになつての感じは。

○政府委員(赤羽桂君) ただいま、組合が二つになつて、二つに分けていろいろ資料をいただいたわけでございますが、私、このスタイルのあれは拝見するのは初めてでございますが、基本的なスタンスといたしまして、ただいま申し上げておりますとおり、税関の昇任、昇格の問題は国家公務員法、それから人事院規則、それから勤務評定書に基づいて現に公平にやっているつもりでございます。ただ、いろいろとどうも具体的な人事になりまして、あいつが上がつて、おれが上がらないのはなぜかというふうな、いろいろな不平不満

があることは当然でございます。この具体的な人事の実態にあたりまして、どうもいろいろ見えても、何ら瑕疵がない、悪いところがないというふうな点につきましては、実際の運営につきましては私らといたしましては、よく念査をいたしましてこれを調整するにやぶさかではございません。

○竹田四郎君 調整するにやぶさかでないというのですがね。現実にあつたその表を御覧になつて、これで公正に人事が行なわれているという感じを持ちますか。それちよつと時間かけて見てくださいます。いま私が大体初めのほうは説明したのですが、説明しようか、そばへ行つて。

○戸田菊雄君 関連。
なおそういう不公平だと思われる関係職員からの苦情申請はありますが、この中で、どうですか。苦情申請のあるものがあればひとつ教えてくださいます。

○政府委員(赤羽桂君) こういう紙を実は拝見したのは初めてでございますけれども、たとえば組合との団体交渉の席上でこういうふうな意味——この紙は初めてでございますが、意味合いのことは耳にいたしております。それからさらにこれはいま拝見をいたしますと、一々名前が入つていようございまして、これ名前を全部書面にするというようなことも、これまた初めてでございますが、具体的に個々の、たとえばこのこれはどうだというふうな話は耳にいたしてござい

○戸田菊雄君 私聞いていたのは、一般職の職員の給与に関する法律の第二十一条、これに基づいて、さらに第二条七号に基づいて苦情申請の出ているものがあるかどうか。それは局長として知っているかどうかという、そういう該当事者おられますか。おれば教えてください。

○政府委員(赤羽桂君) ただいま先生お述べになりました苦情申請という形で提出されたのは私存じておりません。

○竹田四郎君 そういう話がないというのです

か。これ出ていますね。赤羽閣税局長あて、日には昭和四十七年五月、こういう書類見ていませんか。

○政府委員(赤羽桂君) ただいま戸田先生のおっしゃいました苦情申請に、これが当たるかどうかということ、これはちよっと別にいたしまして——これは私存じております。

○竹田四郎君 それに対してどう思いますか。

○戸田菊雄君 それは何ですか。

○政府委員(赤羽桂君) これは「通告書」という名前で、横濱税関長並びに私に対して行なわれたいわゆる通告書の表現をそのまま使いますと、違法不当な差別をしている、こういうことと、あとこのように横濱税関関係の不当差別をされたと言われる人の名前が出てくる書類でございます。

○竹田四郎君 その辺について、税関長にあてて出ているわけですからね、それについてどういうふうな処置されましたか。

○政府委員(赤羽桂君) これにつきましましては、ただいま私の先ほどの答弁に申し上げましたとおり、こういうような形で具体的にどこがこう、これがかわいそう、これは少しどうしても不当差別だ、こういうようなお話でございますれば、これ私どもで十分に調査をいたしまして調整をいたします、かように先ほどから申し上げているわけでございます。

○竹田四郎君 調整をいたします、というのはこの席でそう言っているわけですね。具体的にその十五日付だと思いますが、出されたものについてはいまどういうふうな処置をしていらっしゃるんですかということをお聞きしたいんです。

○政府委員(赤羽桂君) この年度間を通じますところの昇任、昇格は、大体四回定例的にきまっております、それが今年度に入りまして最初のやつが七月に参るわけでございます。その次が十月というぐあいに、まあ四回大体分かれておるわけでございますが、それらの過程を通じて急査の上調整をいたすと、かように申し上げたわけ

でございます。

○竹田四郎君 そこで、第一組合の四名というのは、具体的に名前のほつていっていると思うんですが、藤田、的場、和久野、松永と、こう名前書いてピラまいていっているんですから、名前あげて私差しつかえないだろうと思うんですが、四名あがっているわけですね。一番下のほうに書いてあるでしょう。——さっきの紙の、リコピーのほうの、一番上の紙の一番下に、四名の名前載っているわけです。これはとにかく税関長まで行っているわけ

です、具体的にそれを検討したのかしないのか。いまの話も、七月がその期だから、そのときにまた昇任、昇格が行なわれるということだけで、その四名について具体的に検討したのかしないのか、その点だけははっきりしてください。

○政府委員(赤羽桂君) これはたまたま横濱税関の例をいまお尋ねになりましたが、この資料は全税関にわたっているわけでございます、こういう問題も含めましてわれわれは検討いたしております。

○竹田四郎君 それじゃ、検討していると言っていますが、その具体的に藤田一衛という人はどうしていままでこういう事態に置かれていたんでしょ

うか、ちよっと理由を述べてください。

○政府委員(赤羽桂君) 具体的に私のところまでまだこれは十分結論を得た形でのぼつてきておりません、検討はいたしておりますけれども、具体的な昇任、昇格のときに、そういう点について結論が出される、こういうことでございます。

○竹田四郎君 できたらその担当者をここに呼んでいただいて、あなたのところに検討内容が来てないというのですが、検討中だということですが、その担当者を呼んでひとつ答えていただきたい

んです。本人も名前を出してここでやっていいという、私了承を得ているのですから、具体的にやってください、呼んでください。

○政府委員(赤羽桂君) 具体的に個々の税関の人事につきまして、ここでいろいろと御議論願うのはいかがかと思うわけでございます。本省とい

しましてのたたいま申し上げました方針について、私の答えで御了解いただければと、かように思うわけでございます。

○竹田四郎君 だからこそ私は、いろいろたくさんの税関の例を引いたわけですね。そういう税関の例を引いて、こういうような点で、どうも私その表を見ても納得ができません。ですから、私のところ

は一番横濱に近いわけですね。その一つの例として横濱の例を具体的に状況を聞いたわけですね。ですから、藤田一衛さん一人をここで出すということは、藤田一衛個人の問題じゃない、全体の問題なんです。その一つの代表として、ここで私は具体的にこの問題を話すわけですから、これはぜひ呼んでください。委員長もそのようにお取り計らいをお願いしたいと思います。

○理事(嶋崎均君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(嶋崎均君) 速記を起して。

○政府委員(赤羽桂君) ちよっとここに二つ書類がございまして、この竹田先生のお出しになりましたこれは私は初めてだと申し上げました。それから、こっちは私は承知しておる、こういうふう

に申し上げたのです。こっちの内容と、ここの内容と全く同じものかどうかは、ちよっとまだいまこれチェックするひまもないわけですね。こっちのほうのお話について、先ほど御答弁申し上げましたとおり、個々具体的な人事につきまして、これは

はそもそも税関長人事でございます、このところが、この次は必ずこうなるといふようなことは差し控えていただきたいと、かように申し上げたわけでありまして。

○竹田四郎君 この次どうするかということとは私は聞いてないですよ、そんなことは一言も聞いてませんよ。この次上げてくれとかいふことは私は一言も言っていない。なぜこうおくれたかということ

を説明してくれればいい。上げてくれなんでしょう。これは一言も言っていない。そのくらいのこと

は調べているでしょう。

○政府委員(赤羽桂君) ただいま先生の御指摘のとおり、これはどうも長い間にだんだん積み重なってきているようなお話でございます。それで、なぜかようなことがずっと起きてきたかという

ことにつきましては、これはやはり現実の任命権者でございますところの、たとえば横濱税関につきまして若干事情をこれは聞いてみませんことには、ただいま私の口から、いや、それは十年前からこれこれこういういきさつがあつて、こう

なつたのだということとはちよっとお答えできないのでございまして……

○竹田四郎君 検討していると言っているでしょう、あなたさっき。検討しているというのなら、横濱税関と連絡とつて、あなたこのどうだつてこの前あれですか、知っているはずでしょう。これ

だつて私の部屋に来たときにやっぱりこういうピラを一緒に見せていただきましたよね、あなたから先に。だから、検討していると言ったから、その検討過程がいままでの過去のことを言っているんですよ。これから七月に向けてのことを

言っているんじゃないんです、さっきから。だから、検討していると言ったから、ひとつそれ具体的に話してください。あなたが、いまの答弁ではどうもおわかりにならないようだから、具体的に検討している人をここへ呼んで話してくれれば、それが一番簡単なんですからお願ひしたい。

○理事(嶋崎均君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(嶋崎均君) 速記を起して。

○政府委員(赤羽桂君) 何ぶんにも具体的な人事にわたる話でございます。検討中と申し上げたんでございましてけれども、この検討の結果をお答え申し上げるということは幾らでもいたしますが、ただいま検討中でございます、それはさうであつて、こういう考え方があつてさうで、それがさう言っているなんという話を、いやしくも当委員会に私から申し上げるというのはいかがかという感じでございますが……。

○竹田四郎君 だから、委員長、呼んでくださいと言わんでは、その人を呼ばないことではないでしょう国会で、平の人だつて呼べるんだから。ただ手続があるだけだろうと思うんですよ。

○理事(嶋崎均君) 速記をとめて。

【速記中止】

【理事嶋崎均君退席、理事柴田栄君着席】

○理事(柴田栄君) 速記を起して。

○説明員(森谷要君) ただいま総務課長が海外出張中でございます。私、先週UNCTADの会議から帰ってきたばかりで、現在私が総務課長事務代理でございます。ただいま課長補佐からいろいろ竹田先生から御質疑があった点につきまして、その後の経過を聞きましたところ、局長のほうから、先般この文書が局長のほうへまいりました、この内容についてどういう事情であるか、それからもう少し詳しく横浜税関のほうへ聞きまされという指示がございまして、その指示に基づいて現在横浜税関のほうへ早急にこの内容について調べて報告するようにと、こういう段階になっているようにでございます。

○竹田四郎君 この問い合わせ出したのはいつですか。

○説明員(森谷要君) 横浜税関のほうへ連絡いたしましたのは、この文書がまいりましたから間もなく、たしかこれは五月の中旬だと思いますが、二十日前後かと思いますが、横浜税関のほうへ連絡いたしておるようでございます。現段階では、横浜税関では鋭意検討していると思いますが、まだその報告には接していないわけでございます。

○竹田四郎君 質問に答えてないですよ。何月何日に問い合わせしたかという……。

○戸田菊雄君 関連。

これは審議官ね、この通告書だけで見れば、四十七年の三月二十二日、こうなっているのですよ——横浜税関の場合ですけどね、この資料でいきますと。だから、もうすでに六月ですから、相当期間がたつていていることとす。普通こういうものが、通告ないし不当差別の問題で出された

場合には、どういう手続でいくのですか。現実にはそんなに時間がかかるのですか。これはおそろく私の推定ですけども、大方針がきまれば、下に動かせばいいわけでしょう。それに基づいて実行するだけでしょう。だから、審議官のほうで、これがわからないというところは私はないと思う。やはり十分精査検討して、公平にしているかどうかというところは、常にチェックしてあるはずなんです。それが二カ月もたつても、いまだにこの審議官の——本省に上がつてこない。そのくらい時間のかかるものですか。

○説明員(森谷要君) まことに申しわけないこととでございますが、私、いま担当の補佐から聞いたところを先ほど申し上げたとおりでございますが、私が、えらい行き違いで申しわけないんですが、私ごとで恐縮ですが、私、五月五日に参りまして、帰りましたのが二十七日でございます。その間よく事情を存じておりませんが、いま御指摘のような点もごもっともでございます。きょうの御意向を承りまして、明日にでも早急にこの検討の結果を本省のほうへ知らせるよう指示いたしました、こう思います。

○竹田四郎君 さっき私聞いたのですが、いつ横浜税関へ調査を依頼したのですか、その日にちを言ってください。あなたは日にちを言わないでしよう。課長補佐もいるのですからね、いつその調査の依頼をやったのか、その点ははっきりしているのではありませんか。

○説明員(森谷要君) 五月の二十日過ぎだと思えます。

○竹田四郎君 二十日過ぎじゃ困るのですよ、何月何日に問い合わせをしたか、その点をはっきりしてください。

○説明員(森谷要君) いま担当補佐が役所のほうにおりまして、至急問い合わせ御返事したいと思ひます。

○竹田四郎君 これは横浜のほうには同趣旨のものが三月出されているわけですよ。それで返事も来ないから、今度は関税局長へ出しているわけ

でしょう。だから、それはやっぱり向こうでいまこまめに検討している、こういう状況だということとはすぐ返ってくる日にちを与えているわけですよ。それがすぐ返つてこない。いまの話では、何月何日にそういう調査を出したかということ、日にちも言えない。真剣でそれに取りつかつていくかというのを疑わせるような状態だと思ふ。これじゃ審議できないと思うんですよ。

○戸田菊雄君 それはいつでございますか、適切な答弁できるのはいつですか、じゃ、きょうはだめですか。だめならこれ以上審議を続けたつて私らつてもらつて、適切な措置をとってもらふ。いふてできるのか、その明快な回答をしてください。そんなふまじめじや、とてもあなた、審議続けられない。

○政府委員(船田護君) 先ほど来の竹田委員、戸田委員、また渡辺委員からも御発言がありました。点につきまして、関税局の努力に足らざる点とありますが、いま審議官申しましたように、審議官自身総務課長臨時事務取扱をやつておりますが、二十七日まで海外に行つておりました関係もございまして、その間御指摘のよう、非常に運営がのろかったという点につきましては、非常に申しわけなく思ひますけれども、決してふまじめな態度でやつたわけではないつもりでございますが、なお全般的に申せますことは、私ども大蔵省当局にありましては、職員がいかなる職員団体に所属いたしましやうとも、それによつて、その待遇等について差別をする気持ちは全然ないわけでございます。ただ、個々のいろいろなことにつきましては——個々と申しますのは、実は私も大蔵政務次官に就任しましたときに、前政務次官及び前関税局長の答弁要旨のほうも勉強いたしております。そこで、今回のこの問題とは別でございますけれども、過去においては、必ずしもわれわれとしても十分に誤解を与えないような努力をもつとすべきであつたというふうな点は、確かに感じられると

ころがございすけれども、先ほど赤羽局長が申しました検討中と申しますのは、今後の七月なら七月、あるいは十月なら十月の昇任、昇格の時期における検討のことを申し上げたのでございす。が、この通告書のほうの内容につきましても、鋭意、横浜税関を督促いたしまして、すみやかに報告がくるようにしたいと思つております。

なお、その日付につきましては、いま係の者を、本省の担当の課長補佐と連絡をとらせにやつたところでございます。

○戸田菊雄君 次官の一般抽象論じゃないのです。いま論議されておるのは、もっと具体的なんです。私は一つの例として、この通告書の例を言つておるのですから、四十七年のすでに三月二十二日にきておるのです。そこでこういう問題は、その個々の労働者からいつたら、人権問題で、生活上の基本的な問題です。そういうものが職員からいろいろ出されて、そのまゝ放任をして、今日まで回答もできないなんていうようなことは許されないうるのです。だから、そのことがいま問題になつておるのですから、いま次官が言われるように、一般抽象論じゃだめなんです。事は具体的なんです。この個々の問題について、どういふ一取り扱ひをやつたのかということ、を、納得のいくような説明をしないといふのが、竹田委員の質問であり、われわれの質問なんです。そこをひとつ理解してもらわなければいけません。

○説明員(森谷要君) いま御指摘がございましたこの文書を、十七日に関税局は受け取つたようでございます。そして翌日五月十八日に、この問題、いろいろ基本的な問題がある。したがつて、横浜税関でこの点について検討をいたせといふことを、十八日に指示いたしておるようでございます。遺憾ながらきょう現在におきまして、横浜税関のほうから、その検討内容を受け取つていないといふことについては、まことに申しわけないと思つております。

○戸田菊雄君 ばくの言つておるのは、審議促進

ができるような体制をとって、ください、いつとれるのか、きょうとれるのか、あしたとれるのか、あさってか、どうですか、もう具体的に言ってください。

○政府委員(赤羽桂君) ただいま森谷審議官がお答えいたしましたとおり、早急に横浜税関のほうにつきまして、報告書を督促いたしましたして、直ちに御報告申し上げる、かようにいたしたいと思ひます。

○戸田菊雄君 これはもう会期中日程がないのですから、局長。それはこの問題が一般調査案件としてあれなら、よその法案入れませんよ。やっぱり決着をつけなくちゃいけないのですから。だから、もしきょうだめなら、きょうは打ち切つてもらつて、委員長、それであさつてやる。こういうことになるのですよ、はつきりしてください、近くなんということじゃだめだ。

○政府委員(赤羽桂君) いたずらに故意に日を延ばしまして、会期が終わるのを待つというような態度は決してとっておりません。ただ、いま督促した結果も入っていないものでございますから、じゃあしたの届からということとは、ちよつといま申し上げられなかつたわけです。至急督促してというの、間に合うようにと、かような意味で申し上げております。

○鈴木一弘君 じゃ一体、いまのはいつになるのですか。あしたじゃない、あさつてじゃないなんというのじゃわけわからない。

○政府委員(赤羽桂君) それでは明日は一日ちよつと余裕を置かしていただきまして、木曜日ということはいかがでございますか。

○渡辺武君 閣下。

いま問題になっているものだけがばくは問題じゃないと思うんです。いま問題になっているもの、もちろんこれは、明後日まで報告というなら、それはそれでやってもらいたいと思うけれども、この問題については、すでに労働組合が団体交渉その他であつた方には各税関でこういう不当労働行為が行なわれているということにつ

いては、もう前から言つておるはずなんです。私自身だつて、きょうは昇任、昇格の問題が問題になつてゐるけれども、定期昇給さえも、関税局は全税関労働組合に対して、ずうつと延伸してゐた。給料の差別、たいへんなものです。それを私が取り上げたのはおとしです。そのときに昇任、昇格についても明確な差別をやつてゐるということは申し上げてある。あなたの前の関税局長の谷川さんが、定期昇給については若干考えなきやならぬということを言つておりましたけれども、私自身が質問してからでも、もうこれは三年目です。それをいまごろ横浜の税関へ行つて、問い合わせして調べなければわからぬという事態じゃないと思う。さつきも竹田委員がちゃんと資料をあげたように、東京でもそうです。横浜も、あつちのほうでもそう、ほとんど。たいへんな差別をやつてゐるんです。これらについて、やっぱり全面的に明らかにしていただきたい。これは個々の問題じゃないです。それについても明確な答弁をいただきたいと思う。

○政府委員(赤羽桂君) ただいま御指摘になりましたように、全般的な問題として、十分私らは問題意識を持つてゐるわけでございまして、最初の答弁で申し上げましたとおり、具体的によく念査をいたしまして、調査をいたしますと、かように申し上げておる次第でございます。

○竹田四郎君 それじゃ、いま申し上げましたような資料を含めて、おたくのほうで調査した詳細な資料を一切こへ出してください。それをお願いして、次の機会に私は譲りたいと思ひます。

○理事(柴田栄君) ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○理事(柴田栄君) 速記をつけて。

本件に関する本日の調査はこの程度にとどめます。

次回の委員会は、六月八日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十四分散会

六月二日本委員会に左の案件を付託された。

〔予備審査のための付託は三月十六日〕

一、たばこ耕作組合法の一部を改正する法律案

昭和四十七年六月二十二日印刷

昭和四十七年六月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

H